令和元年川西町議会

第3回定例会会議録

開会 令和元年 9 月 9 日 閉会 令和元年 9 月 2 0 日 令和元年川西町議会第3回定例会会議録

(第1号)

令和元年 9月9日

令和元年川西町議会第3回定例会会議録 (開 会)

19 (19)	T年川四町礒会界3四疋例会会議域 (第一会)					
招集年月日	令和元年9月9日					
招集の場所	川西町役場議場					
開会	令和元年9月9日 午前10時 宣告					
出席議員	1番 松井 宏至 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾					
	4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子					
	7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎					
	10番 寺澤 秀和 12番 芝 和也					
欠席議員	11番 中嶋 正澄					
地方自治法第	町 長 竹村 匡正 副町長 森田 政美					
121条の 規定	教育長 山嶋 健司 総務担当理事 西村 俊哉					
により説明の	教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治					
ため出席した	総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲					
者の職氏名	税務課長 西川 直明 事業課長 山口 尚亮					
	健康福祉課長 吉岡 秀樹 住民保険課長 大西 成弘					
	長寿介護課長 岡田 充浩					
	監査委員 西田 亜希子					
本会議に職務	議会事務局長 中川 辰也					
のため出席し	モニター係 奥田 好志					
た者の職氏名						
本日の会議に	別紙議事日程に同じ					
付した事件						
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した					
議員の氏名	5番 松村 定則 議員 6番 安井 知子 議員					

川西町議会第3回定例会(議事日程)

令和元年9月9日(月)午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名				
第1		会議録署名議員の指名				
第2		会期の決定				
第3	報告第6号 報告第7号 報告第8号 報告第9号 報告第10号	諸報告 議会報告 放棄した債権の報告について 健全化判断比率の報告について 川西町資金不足比率の報告について 川西町土地開発公社の経営状況等の報告について 定期監査報告について				
第4	認定第1号	平成30年度川西町一般会計・特別会計決算について				
第5	認定第2号	平成30年度川西町水道事業会計決算について				
第6	認定第3号	平成30年度川西町下水道事業会計決算について				
第7	議案第34号	令和元年(平成31年度)川西町一般会計·特別会計補正予算について				
第8	議案第35号	令和元年(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予 算について				
第9	議案第36号	川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制 定について				
第10	議案第37号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について				
第11	議案第38号	川西町印鑑条例の一部改正について				
第12	議案第39号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について				
第13	議案第40号	川西町立幼稚園利用料等徴収条例の全部改正について				
第14	議案第41号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について				
第15	議案第42号	川西町水道事業給水条例の一部改正について				
第16	議案第43号	川西町道路線の認定について				
第17	同意第5号	川西町教育委員会教育長の任命について				
第18	同意第6号	川西町教育委員会委員の任命について				

(午前10時00分 開会)

議 長 (伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。

これより令和元年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

会議に先立ち、11番 中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は 成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。 町長。

町 長(竹村匡正君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案し、御審議をお願いするのは、平成30年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定3件、令和元年度一般会計と介護保険事業勘定特別会計の補正予算案2件、条例の制定及び一部改正案7件、町道路線の認定案1件、人事同意案2件でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(伊藤彰夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 松村定則君、 6番 安井知子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より20日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より20日ま での12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。お諮りいたします。

報告第6号、放棄した債権の報告についてを報告いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、報告願います。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、最初に、報告第6号、放棄した債権の報告に

ついて説明させていただきます。

これは、水道料金の滞納者において行方不明または債務履行困難が認められることから、水道料金7件79万3,550円を川西町債権管理条例第11条第1項に基づき放棄し、当該債権を同条第2項の規定に基づき、議会へ報告を行うものでございます。

私からの報告事項は以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 町長の説明が終わりました。

報告第6号、放棄した債権の報告については、川西町債権管理条例第11 条第2項の規定により町長から説明があり、本件は報告事項でありますので、 御了承願います。

続きまして、報告第7号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第8号、平成30年度決算に基づく川西町資金不足比率の報告について、報告第9号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おきお願い申し上げます。

次に、報告第10号、令和元年6月から令和元年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。 西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 令和元年6月から令和元年8月期に実施いたしました 例月監査の結果を御報告申し上げます。

福西監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和元年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和元年9月9日

監查委員 西田亜希子

議 長(伊藤彰夫君) 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第18、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第4、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算につ

いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長 (竹村匡正君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨 について御説明いたします。

まず、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算について でございます。

平成30年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

平成30年度一般会計決算につきましては、歳入決算額47億3,364万7,305円、歳出決算額42億9,216万3,819円、歳入歳出差し引き残額4億4,148万3,486円となっており、これを翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思います。

2ページに移っていただきまして、この繰越額 4 億 4,1 4 8 万 3,4 8 6 円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額 7,3 5 7 万 9,0 0 0 円を差し引きいたしまして、実質収支額は 3 億 6,7 9 0 万 4,4 8 6 円となるものでございます。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明 いたします。

議 長(伊藤彰夫君) 会計管理者。

会計管理者(福本誠治君) それでは、引き続きまして、一般会計の歳入について より説明いたします。

3ページをお願いします。第1款町税、予算現額10億9,500万2,00円に対しまして、収入済額は11億6,035万7,850円であります。第2款地方譲与税、予算現額2,530万円に対しまして、収入済額は2,554万円であります。

第3款利子割交付金、予算現額220万円に対しまして、収入済額は24 2万8,000円であります。

第4款配当割交付金、予算現額820万円に対しまして、収入済額は76 3万4,000円であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額350万円に対しまして、収入済額は615万9,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第6款地方消費税交付金、予算現額1億4,300万円に対しまして、収入済額は1億4,338万円であります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額880万円に対しまして、収入済額は872万2,000円であります。

第8款地方特例交付金、予算現額653万4,000円に対しまして、収入済額は767万3,000円であります。

第9款地方交付税、予算現額13億348万3,000円に対しまして、収入済額は14億3,086万3,000円であります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額75万円に対しまして、収入はございませんでした。

第11款分担金及び負担金、予算現額5,038万4,000円に対しまして、収入済額は5,062万9,505円であります。

第12款使用料及び手数料、予算現額6,903万6,000円に対しまして、収入済額は6,717万714円であります。

5ページに移っていただきまして、第13款国庫支出金、予算現額6億2,981万7,000円に対しまして、収入済額は4億7,292万112円であります。

第14款県支出金、予算現額2億3,783万7,000円に対しまして、 収入済額は2億2,527万2,164円であります。

第15款財産収入、予算現額1,110万2,000円に対しまして、収入 済額は1,097万5,608円であります。

第16款寄附金、予算現額2,710万円に対して、収入済額は2,698 万4,000円であります。

第17款繰入金、予算現額2億1,931万7,000円に対しまして、収入済額は2億1,832万2,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第18款繰越金、予算現額4億600万3,000円に対しまして、収入済額は4億600万3,776円であります。

第19款諸収入、予算現額2,982万1,000円に対しまして、収入済額は3,395万4,576円であります。

第20款町債、予算現額6億9,075万8,000円に対しまして、収入済額は4億2,865万8,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額49億6,794万4,000円に対しまして、調定額49億693万652円、収入済額47億3,364万7,305円で、不納欠損額は121万392円、収入未済額は1億7,207万2,955円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の7ページをお願いします。第1款議会費、予算現額8,595万2,00円に対しまして、支出済額は8,405万600円であります。

第2款総務費、予算現額6億6,206万3,000円に対しまして、支出済額は6億1,694万9,664円で、翌年度繰越額は101万6,000円であります。

第3款民生費、予算現額11億9,031万2,000円に対しまして、支 出済額は11億4,951万2,493円であります。

第4款衛生費、予算現額2億7,681万8,000円に対しまして、支出 済額は2億5,783万5,040円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款農商工業費、予算現額1億7,6

5 1 万 1,0 0 0 円に対しまして、支出済額は 1 億 4,7 0 1 万 2,3 2 7 円で、翌年度繰越額は 2,2 6 2 万円であります。

第6款土木費、予算現額11億1,284万1,000円に対しまして、支 出済額は6億1,719万3,644円で、翌年度繰越額は3億3,298万円 であります。

第7款消防費、予算現額1億9,575万円に対しまして、支出済額は1億9,082万729円であります。

第8款教育費、予算現額8億2,348万1,000円に対しまして、支出済額は7億9,684万5,541円であります。

9ページに移っていただきまして、第9款公債費、予算現額4億2,015万7,000円に対しまして、支出済額は4億1,088万5,307円であります。

第10款諸支出金、予算現額2,105万9,000円に対しまして、支出済額は2,105万8,474円であります。

第11款予備費、予算現額300万円で、予備費の充用はございませんで した。

以上、歳出合計額は、予算現額49億6,794万4,000円に対しまして、支出済額は42億9,216万3,819円であります。歳入歳出差し引き残額4億4,148万3,486円を令和元年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

114ページをお願いします。なお、ここでは、決算年度中に主な増減があった物件のみ報告させていただきます。

1.公有財産、(1)土地及び建物ですが、土地・建物ともに増減はございません。(2)有価証券につきましても、増減はございません。(3)出資による権利につきましても、増減はございません。

ページをめくっていただきまして、2.物品につきましては、カラープリンター2台、液晶テレビ2台、軽乗用車1台、消防車1台の増となりました。

3.基金につきましてですが、今年度分より、上段に3月31日現在の額を、下段に出納整理期間中の増減を含めた額を表示しております。3月31日現在での増減の内訳ですが、各基金取り崩しはございませんでした。積み立てにつきましては、介護給付費準備基金に343万9,200円、利息分を合わせて358万5,851円を積み立てました。また、その他の各基金につきましては、合計で617万7,539円の利息分の積み立てがございました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

119ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入総額は10億1,451万1,298円、歳出総額は9億8,957万4,459円で、歳入歳出差し引き額2,493万6,839円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の120ページをお願いします。第1款国民健康保険税、予算現額1億8,170万4,000円に対しまして、収入済額は1億9,320万8,499円であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は7万4,450円であります。

第3款国庫支出金、予算現額5,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第4款療養給付費等交付金、予算現額425万1,000円に対しまして、 収入済額は425万1,839円であります。

第5款県支出金、予算現額7億3,784万9,000円に対しまして、収入済額は7億2,209万9,110円であります。

第6款財産収入、予算現額10万4,000円に対しまして、収入済額は10万3,341円であります。

第7款繰入金、予算現額9,584万5,000円に対しまして、収入済額は8,063万3,434円であります。

ページをめくっていただきまして、第8款繰越金、予算現額1,155万2,000円に対しまして、収入済額は1,155万2,675円であります。

第9款諸収入、予算現額34万円に対しまして、収入済額は258万7,9 50円であります。

以上、歳入合計は、予算現額10億3,169万円に対しまして、調定額10億3,250万4,341円、収入済額10億1,451万1,298円で、不納欠損額41万1,000円、収入未済額は1,758万2,043円であります。

次に、歳出の各款について説明します。

次の122ページをお願いします。第1款総務費、予算現額1,503万9, 000円に対しまして、支出済額は1,267万3,720円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億3,531万5,000円に対しまして、 支出済額は7億794万4,583円であります。

第3款国民健康保険事業費納付金、予算現額2億4,777万6,000円に対しまして、支出済額は2億4,484万3,578円であります。

ページをめくっていただきまして、第4款保険事業費、予算現額1,473 万3,000円に対しまして、支出済額は1,307万8,186円であります。 第5款基金積立金、予算現額10万4,000円に対しまして、支出済額は 10万3,341円であります。

第6款諸支出金、予算現額1,127万7,000円に対しまして、支出済額は1,093万1,051円であります。

第7款予備費、予算現額744万6,000円で、当初予算額1,000万円との差額255万4,000円のうち254万5,000円を保険給付費に、

9,000円を諸支出金に充用しております。

以上、歳出合計は、予算現額10億3,169万円に対しまして、支出済額は9億8,957万4,459円であります。歳入歳出差し引き残額2,493万6,839円を令和元年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

145ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は、1億4,314万3,174円、歳 出総額は1億4,287万8,474円で、歳入歳出差し引き額26万4,70 0円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の146ページをお願いします。第1款後期高齢者医療保険料、予算現額1億219万5,000円に対しまして、収入済額は1億251万6,200円であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万6,000円に対しまして、収入済額は4,800円であります。

第3款国庫支出金、予算現額143万7,000円に対しまして、収入済額は143万6,000円であります。

第4款繰入金、予算現額3,888万8,000円に対しまして、収入済額は3,630万2,730円であります。

第5款繰越金、予算現額10万円に対しまして、収入済額は20万1,68 3円であります。

第6款諸収入、予算現額306万6,000円に対しまして、収入済額は268万1,761円であります。

ページをめくっていただきまして、以上、歳入合計は、予算現額 1 億 4 , 5 7 0 万 2 , 0 0 0 円に対しまして、調定額 1 億 4 , 3 1 4 万 3 , 1 7 4 円、収入済額も同額の 1 億 4 , 3 1 4 万 3 , 1 7 4 円で、不能欠損額及び収入未済額は 0 円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の148ページをお願いします。第1款総務費、予算現額918万2,00円に対しまして、支出済額は852万1,093円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億3,306万9,00 0円に対しまして、支出済額は1億3,196万7,288円であります。

第3款保健事業費、予算現額284万9,000円に対しまして、支出済額は236万2,793円であります。

第4款諸支出金、予算現額10万5,000円に対しまして、支出済額は2万7,300円であります。

第5款予備費、予算現額49万7,000円で、当初予算額50万円との差額3,000円を総務費に充用しております。

以上、歳出合計は、予算現額1億4,570万2,000円に対しまして、 支出済額は1億4,287万8,474円であります。歳入歳出差し引き残額 26万4,700円を令和元年度へ繰り越しました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

158ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険事業勘定特別会計の歳入総額は8億623万1,960円、歳出総額は8億566万4,303円で、歳入歳出差し引き額56万7,657円が 実質収支額であります。

次に、歳入の各款についての説明いたします。

次の159ページをお願いします。第1款保険料、予算現額1億7,493万6,000円に対しまして、収入済額は1億7,565万976円であります。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額1万円に対しまして、収入済額は7,5 00円であります。

第4款国庫支出金、予算現額1億7,394万3,000円に対しまして、 収入済額は1億6,680万3,165円であります。

第5款支払基金交付金、予算現額2億337万4,000円に対しまして、 収入済額は1億9,576万5,000円であります。

第6款県支出金、予算現額1億1,363万6,000円に対しまして、収入済額は1億1,142万3,672円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款財産収入、予算現額14万6,00円に対しまして、収入済額は14万6,651円であります。

第8款繰入金、予算現額1億5,742万5,000円に対しまして、収入済額は1億5,136万7,830円であります。

第9款繰越金、予算現額500万9,000円に対しまして、収入済額は500万9,286円であります。

第10款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は5万7, 880円であります。

以上、歳入合計は、予算現額8億2,848万4,000円に対しまして、調定額8億625万5,160円、収入済額8億623万1,960円で、不能欠損額0円、収入未済額は2万3,200円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の161ページをお願いします。第1款総務費、予算現額4,870万2, 000円に対しまして、支出済額は4,621万5,895円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億1,643万4,000円に対しまして、 支出済額は6億9,992万2,389円であります。 第3款地域支援事業費、予算現額5,796万9,00円に対しまして、 支出済額は5,435万9,083円であります。

ページをめくっていただきまして、第4款基金積立金、予算現額14万7,000円に対しまして、支出済額は14万6,651円であります。

第5款諸支出金、予算現額513万3,000円に対しまして、支出済額は502万285円であります。

第6款予備費、予算現額9万9,00円で、予備費の充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額 8 億 2,8 4 8 万 4,0 0 0 円に対しまして、 支出済額は 8 億 5 6 6 万 4,3 0 3 円であります。歳入歳出差し引き残額 5 6 万 7,6 5 7 円を令和元年度へ繰り越しました。

以上で介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

187ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は434万9,008円、歳出総額は1,472万5,911円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額1,037万6,903円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の188ページをお願いします。第1款繰入金、予算現額、収入済額と もに同額の127万円であります。

第2款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第3款諸収入、予算現額1,546万7,000円に対しまして、収入済額は307万9,008円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1,673万7,000円に対しまして、調定額1億286万5,130円、収入済額434万9,008円で、収入未済額は9,851万6,122円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

ページをめくっていただきまして、189ページをお願いします。第1款 土木費、予算現額326万6,000円に対しまして、支出済額は127万円 であります。

第2款公債費、予算現額199万6,000円に対しまして、支出済額は1 98万1,762円であります。

第3款前年度繰上充用金、予算現額1,147万5,000円に対しまして、 支出済額は1,147万4,149円であります。

以上、歳出合計は、予算現額1,673万7,000円に対しまして、支出済額は1,472万5,911円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額1,037万6,903円は、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補塡いたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

以上、簡単ではございますが、平成30年度川西町一般会計・特別会計の 決算について説明申し上げましたが、細部につきましては、各会計の事項別 明細書によりまして御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げまして、 説明を終わらせていただきます。

議 長(伊藤彰夫君) 説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、西田監査委員の報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 平成30年度川西町一般会計及び特別会計の決算審査 の結果を御報告申し上げます。

去る7月25日に、福西監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和元年9月9日

監查委員 西田亜希子

議 長 (伊藤彰夫君) 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算についてを各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、本案件は、厚生、総務・ 建設経済各常任委員会に付託します。

日程第5、認定第2号、平成30年度川西町水道事業会計決算についてを 議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、認定第2号、平成30年度川西町水道事業会 計決算につきましては、事業課長から説明いたします。

議 長(伊藤彰夫君) 山口事業課長。

事業課長(山口尚亮君) 日程第5、認定第2号、平成30年度川西町水道事業会 計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

給水人口は8,617人となり、前年度より17人の減となりました。

年間総配水量は94万8,757立米で、前年度より1万7,748立米の増となりました。

また、有収率につきましては89.95%で、前年度より4.25ポイントの減となっております。今後、積極的に漏水防止対策に取り組み、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

11ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支状況でございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益の予算額2億1,471万8,000円に対し、決算額は2億816万4,402円の収入でございます。

次に支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億132 万3,000円に対しまして、決算額は1億9,214万9,403円の支出となり、税抜きでの損益は1,505万2,155円の純利益となりました。

次に12ページをお願いいたします。

主に建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算概要についてでございますが、収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額593万3,00円に対しまして、決算額は563万3,00円でございます。支出については、第1款資本的支出の予算額合計6,146万6,00円に対し、決算額は4,882万8,716円となっております。したがいまして、収入額は支出済額に対しまして4,319万5,716円が不足いたしましたので、その補填財源として、過年度分損益勘定留保金4,225万1,716円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94万4,000円で補填いたしました。

なお、第1項建設改良費で、大和中央道延伸に伴う配水管新設工事の予算額1,134万円を次年度に繰り越しました。

以上、平成30年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、説明 を終わらせていただきます。

議長(伊藤彰夫君)説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、西田監査委員の報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員 (西田亜希子君) 平成30年度川西町水道事業会計の決算審査の結果を 御報告申し上げます。

去る7月25日に、福西監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもな

く、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。 令和元年9月9日

監查委員 西田亜希子

議 長(伊藤彰夫君) 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

日程第5、認定第2号、平成30年度川西町水道事業会計決算についてを 関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済委員会に付託します。

日程第6、認定第3号、平成30年度川西町下水道事業会計決算について を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

- 町 長(竹村匡正君) それでは、認定第3号、平成30年度川西町下水道事業 会計決算についてでございますが、こちらにつきましても事業課長より説明 いたします。
- 議 長(伊藤彰夫君) 山口事業課長。
- 事業課長(山口尚亮君) 日程第6、認定第3号、平成30年度川西町下水道事業 会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

下水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

処理区域内人口は8,591人となり、前年度より19名の減となりました。普及率は前年度と変わらず99.7%で、水洗化率は97.1%となり、0.2ポイントの減となりました。今後も高い普及率の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

平成30年度につきましても、前年度と同様、消費税及び地方消費税が免税となります。

それでは、9ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります 収益的収入及び支出の収支でございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益の予算額2億7,094万2,000円に対し、決算額は2億5,954万222円の収入でございます。

次に、支出といたしましては、第1款下水道事業費用の予算額合計2億6, 852万4,000円に対しまして、決算額は2億5,059万4,447円の 支出となり、損益は894万5,775円の純利益となりました。

次に、10ページをお願いいたします。主に建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算状況についてでございます。

収入といたしまして、第1款資本的収入の予算額1億7,951万4,00 0円に対しまして、決算額は1億4,487万6,952円の収入でございます。

支出については、第1款資本的支出の予算額合計1億7,995万3,00 0円に対し、決算額は1億4,756万1,598円となっております。

したがいまして、収入額は支出済額に対しまして268万4,646円不足いたしましたので、繰越工事資金で補塡いたしました。

なお、第1項建設改良費で、大和中央道延伸に伴う本管布設工事の予算額 2,651万5,000円を次年度に繰り越しいたしました。

以上、平成30年度川西町下水道事業会計決算の概況を説明いたしました。 慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、説明 を終わらせていただきます。

議長(伊藤彰夫君)説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、西田監査委員の報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 平成30年度川西町下水道事業会計の決算審査の結果 を御報告申し上げます。

去る7月25日に、福西監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和元年9月9日

監查委員 西田亜希子

議 長(伊藤彰夫君) 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

日程第6、認定第3号、平成30年度川西町下水道事業会計決算について を関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済委員会に付託します。

お諮りいたします。

日程第7、議案第34号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第16、議案第43号、川西町道路線の認定についてまでの10議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長 (竹村匡正君) それでは、議案第34号、令和元年度川西町一般会計補 正予算についてから御説明いたします。

歳出の部でございます。

9ページをお開き願います。款 2.総務費 項1.総務管理費 目 4.企画費に おきまして、コミュニティバスの停留所時刻表が劣化しており、10カ所分 の交換費用及び高齢ドライバーの免許の返納や企業バスの共同運行などを見 据えて、コミバスを利用していない住民に重点を置いた調査分析の経費17 3万4,000円の増額、目10.地方創生推進交付金事業におきまして、当 初予定していた川西町文化会館の「能の庭」の芝生化と授乳室の設置につい て事業効果を再検証したことによる「能の庭」の芝生化の見直しと、授乳室 で求められる環境整備を詳細に検討し直したことによる設備の追加経費、差 し引き410万円の減額、目12.諸費におきまして、工業ゾーン拡張予定地 において移転希望者が確定したことによる土地開発公社への貸付金2,883 万2,000円の増額、目13.基金費におきまして、前年度決算を待って額 が確定した、ふるさと納税応援寄附金の同基金への積立金713万2,000 円の積み増し、及び決算剰余金のまちづくり基金への積み増し1億5,666 万4,000円、続いて、項3目1.戸籍住民基本台帳費におきまして、住民 基本台帳ネットワークシステム関連機器の入れかえについて、当初のリース 方式から買い取り方式への変更に伴う204万3,000円の増額をお願いす るものでございます。

次に、10ページに移りまして、款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、介護保険特別会計への繰出金の増額94万4,000円、個人からの寄附に基づく「ぬくもりの郷」の液晶テレビなどの備品購入費49万9,000円の増額、項2.児童福祉費 目2.児童措置費におきまして、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された認可外保育所の無償化などの子育てのための施設等利用給付に係る給付費141万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、款 5. 農商工業費 項 2. 商工費 目 1. 商工総務費におきまして、町内の地場産品を用いたマルシェを開設するために必要となるテントなどの備品や、出店者向け講座費用などの委託経費 3 5 2 万 9,000円の増額、続いて目 2. 商工業振興費におきまして、消費増税に伴う工業ゾーン内の建物補償の再計算及び相続人調査に係る経費、合わせて 1 8 4 万 8,000円の増額をお願いするものでございます。

款6.土木費 項1.土木管理費 目1.土木総務費におきまして、第1浄化センター周辺整備に係る町道未登記処理経費1,000万円の増額、11ページに移りまして、項3.都市計画費 目1.都市計画総務費におきまして、駅前周辺整備の全体計画年度内での完成を目途として今年度内締結を行う補償契約

の経費1億7,840万3,000円を、翌年度から繰り上げて計上をお願いするものでございます。

続きまして、項4.住宅費 目1.住宅管理費におきましては、財源更正を行 うもので、予算額の増減はございません。

次に、款 8. 教育費 項 2. 小学校費 目 1. 学校管理費におきまして、今年の5月中旬に小学校の雨水貯水タンクから水を汲み出す圧送ポンプの基盤が故障したことによる修繕費 2 5 万 6,000円の増額、項 6. 社会教育費 目 1. 社会教育総務費におきまして、公用車の修繕費 1 1 万 6,000円、続きまして、目 2. 文化会館費におきまして、文化会館「能の庭」にある石舞台のモニュメントの経年劣化による目地の補修費 1 8 万 4,000円の増額、続いて、目 4. 地域家庭教育力活性化推進費におきましては、子育て支援事業として奈良県の補助が受けられることになったため、いろいろな世代の人たちとつながれる機会や場をつくるリーダーを養成する講座の開催に必要な経費 4 2 万 4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入の部でございます。

6ページをお開きください。 款14.国庫支出金 項1.国庫負担金におきましては、子どものための教育・保育給付費の予算配置がえにより9,625万2,000円の増額及び子ども・子育ての無償化に伴う認可外及び預かり保育などの施設利用に係る給付が制度化されたことによる交付金70万6,000円の増額をお願いするものでございます。

項2.国庫補助金におきましては、歳出の部で申し上げました「能の庭」の芝生化の見直しによる地方創生推進交付金の減額205万円、子どものための教育・保育給付費の配置がえによる減額9,625万2,000円をお願いするものでございます。

次に、款 1 5. 県支出金 項 1. 県負担金 目 1. 民生費県負担金におきましては、さきに述べました保育給付費において、国庫と同様、負担金から補助金への予算配置がえによる増額 4,4 8 0 万 1,0 0 0 円及び施設利用に係る負担給付 3 5 万 3,0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。

項2.県補助金におきましては、目1.総務費県補助金として、地域における個人の消費意欲を喚起するために新たに設けられた県補助で、歳出で申し上げました町内の地場産品を用いたマルシェを開催する経費に充てられるものでございます。235万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて、目2.民生費県補助金で、負担金から補助金への予算配置考えによる減額4,480万1,000円、7ページにかわりまして、目6.教育費補助金では、家庭教育支援チーム事業補助金が新たに採択されたことによる15万円の増額、県補助金全体につきまして、差し引き4,229万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款 1 7. 寄附金 項 1. 寄附金 目 1. 一般寄附金におきましては、個人から公益に役立てられるように寄附があったものでございます。

続いて、目2.ふるさと応援寄附金として200万円の増額をお願いするもございます。これは、本町の地方創生事業が国から企業版ふるさと納税を受けられることの承認が得られたため、企業版ふるさと応援寄附金歳入枠を設けるものでございます。

款18.繰入金 項1.基金繰入金におきましては、次の款で申します繰越金の額が増額することに伴い、財源調整のため、目1.減債基金繰入金については1億3,200万円を減額し、目4.環境整備基金については、歳出で説明申し上げました第1浄化関連登記事務を追加して行う原資とするため1,000万円の増額、続いて、項2.他会計繰入金 目1.土地開発基金繰入金については、土地開発公社への貸付金の原資とするため2,883万2,000円の増額をお願いするものでございます。

8ページにかわりまして、款 19. 繰越金 項 1. 繰越金におきましては、前年度繰越金の確定により、 3 億 2 , 2 1 6 万 7 , 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。

款21.町債 項1.町債につきましては、目3.土木債の節2の地域活性化 事業債は、駅前関係補償費などの歳出増及び節5の公住債は、長寿命化事業 の補助対象外経費について、財源とするため、それぞれ1億6,060万円と 210万円の増額をお願いするものでございます。

続いて、目5節1の臨時財政対策債は、額の決定に伴い569万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ3億8,992万円の増額補正をお願いするもので、これにより令和元年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億8,775万1,000円となります。

次に、議案第35号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。 7ページをお開きください。

款1.総務費項1.総務管理費目1.一般管理費につきましては、消費税引き上げに伴う介護報酬の改定に係るシステム改修を行うもので、125万4,000円の増額、款4項1.基金積立金目1.介護給付準備積立金につきましては、前年度分の国・県支出金及び支払基金の精算分が歳入されることにより、852万2,000円の増額、款5.諸支出金項1.償還金及び還付加算金につきましては、目1.償還金及び還付加算金として、前年度の地域支援事業費の実績に伴い生じた社会保険診療報酬支払基金に対する返還金53万3,000円及び目2.第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金として、前年度までにおいて第1号被保険者の異動によって生じた当該被保険者への保険料の還付金3万4,000円、合計56万7,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。 5ページにお戻りください。

款4.国庫支出金 項1.国庫負担金につきましては、前年度の介護給付に係

る精算分歳入による増額240万6,000円、項2.国庫補助金 目4.地域 支援交付金につきましては、同時に前年度の精算による増額43万3,000 円、目5.介護システム改修事業交付金につきましては、先ほど申し上げまし たシステム改修に係る補助金の内示により、31万円の増額をお願いするも のです。

次に、款 5 項 1 の支払基金交付金 目 1.介護給付費交付金につきましては、3 1 6 万 3,0 0 0 円、並びに款 6.県支出金 項 1.県負担金 目 1.介護給付費負担金につきましては、2 3 5 万 3,0 0 0 円、及び、6ページに移りまして、項 2.県補助金 目 2.地域支援交付金につきましては、1 6 万 7,0 0 0 円を、それぞれ前年度の精算により増額のお願いをするものでございます。

款8.繰入金 項1.一般会計繰入金につきましては、先述のシステム改修による町負担分の増に対応して、一般会計からの繰入金94万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款 9. 繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、 5. 6 万 7, 0. 0. 0 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1,034万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、9億1,689万7,000円となります。

以上が、令和元年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正について御説明いたします。

議案第36号、川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の制定についてでございます。

2枚目からの「条例の概要」をお開き願います。

この条例は、地方公務員法の改正による来年度からの会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第37号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、勤務時間、休暇等、その他関係する事項に係る町条例について、必要な整備を行うものでございます。

整備する関係町条例につきましては、一番右の欄に記載の川西町人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例から、企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例までの計14条例について必要な整備を行うものでございます。

施行日は、いずれも令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第38号、川西町印鑑条例の一部改正についてでござい

ます。

これは、国において女性活躍推進の観点から、住民票や個人番号カードなどへの旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令が改正されました。それに伴い、印鑑証明書にも旧氏の記載が可能となるよう、印鑑登録事務処理要領の一部も改正となり、本町においても旧氏記載が可能となるよう、当該条例の改正を行うものです。

施行日は、令和元年11月5日とするものでございます。

続きまして、議案第39号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部 改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、奈良県において定められている自動車税の環境性能割の減免及び非課税規定の改正に伴う条例改正が行われたため、奈良県規定と本町規定との整合性を図るための条例改正でございます。

交付の日から施行いたします。

続きまして、議案第40号、川西町立幼稚園利用料等徴収条例の全部改正 についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例は、10月からの幼児教育無償化の実施に伴い、条例上において 幼稚園利用料の根拠を子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総 理大臣が定める基準にあることを明記し、当該無償化の根拠の整合性を図る ものでございます。

施行日は、令和元年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第41号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準の一部を改正する内閣府令に準拠して、特定地域型保育事業等の認可基 準で定める要件を緩和し、運営基準を改正するもので、公布の日から施行い たします。

続きまして、議案第42号、川西町水道事業給付条例の一部改正について でございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例は、消費税率の変更に伴い、水道の給水分担金に係る消費税の規定の変更を行うものでございます。

施行日は令和元年10月1日とするものでございます。

条例関係は以上でございます。

続きまして、議案第43号、川西町道路線の認定についてでございます。

3枚目、「路線認定 町道下永84号線 位置図」をお開き願います。

これは、東城自治会の狭小踏切廃止に係り、区域内通行を保障する新設道

路計画の決定に伴い、新規路線 (路線番号 2084 路線名 下永84号線) を認定するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長(伊藤彰夫君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に 付託いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

次に、日程第17、同意第5号、川西町教育委員会教育長の任命について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 続きまして、同意第5号、川西町教育委員会教育長の任命についてでございます。

同意第5号につきましては、現在、教育長として就任していただいております山嶋健司教育長の任期満了に伴う後任として、新たに橋本宗和(はしもとむねかず)氏に就任いただきたく、御同意を願うものでございます。

橋本氏は、昭和33年12月18日生まれでございます。

長年にわたり、主に王寺町及び田原本町内の小学校教諭・校長として勤務され、退職後も県立教育研究所・学校経営アドバイザーとして御活躍されております。

何とぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(伊藤彰夫君)説明が終わりました。

ただいま説明のありました同意第5号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号、川西町教育委員会教育長 橋本宗和氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意すること に決しました。

ただいま御同意いただきました川西町教育委員会教育長 橋本宗和氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

橋本様、どうぞお入りください。

(橋本宗和君 入場)

次期教育長(橋本宗和君) ただいま教育長に御同意いただきました、橋本宗和で ございます。

生まれ育ったこの川西町の中で、人を育てるという教育の営みを豊かに、 そして力強く進めてまいりたいと思っております。

何分微力ではございますが、皆様方の御支援と御鞭撻のほど、何とぞよろ しくお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

(橋本宗和君 退場)

議 長 (伊藤彰夫君) 次に、日程第18、同意第6号、川西町教育委員会委員 の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 続きまして、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命 についてでございます。

同意第6号につきましては、現在教育委員として就任していただいております瀬川幸子(せがわよしこ)委員の再任につきまして、御同意を願うものでございます。

よろしくお願いします。

議長(伊藤彰夫君)説明が終わりました。

ただいま説明のありました同意第6号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたしま す。

お諮りいたします。

同意第6号、川西町教育委員会教育委員 瀬川幸子氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意すること に決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日は休会とし、9月11日水曜日午前9時に再 開いたします。

長時間ありがとうございました。

(午前11時24分 散会)

令和元年川西町議会第3回定例会会議録

(第2号)

令和元年9月11日

令和元年川西町議会第3回定例会会議録 (再 開)

招集年月日	令和元年9月11日				
招集の場所	川西町役場議場				
開会	令和元年9月11日 午前9時 宣告				
出席議員	1番 松井 宏至 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾				
	4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子				
	7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎				
	10番 寺澤 秀和 12番 芝 和也				
欠席議員	11番 中嶋 正澄				
地方自治法第	町 長 竹村 匡正 副町長 森田 政美				
121条の 規定	教育長 山嶋 健司 総務担当理事 西村 俊哉				
により説明の	教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治				
ため出席した	総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲				
者の職氏名	税務課長 西川 直明 事業課長 山口 尚亮				
	健康福祉課長 吉岡 秀 住民保険課長 大西 成弘				
	長寿介護課長 岡田 充浩				
	監査委員 出席なし				
本会議に職務	議会事務局長 中川 辰也				
のため出席し	モニター係 奥田 好志				
た者の職氏名					
本日の会議に	別紙議事日程に同じ				
付した事件					
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した				
議員の氏名	5番 松村 定則 議員 6番 安井 知子 議員				

川西町議会第3回定例会(議事日程)

令和元年9月11日(水)午前9時00分再開

日程	議案番号	件	名	
第1		一般質問		
teter o		AA LT EE EZ		
第2		総括質疑		

(午前9時00分 再開)

議 長(伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。

これより令和元年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、11番 中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会 は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

6番 安井知子君。

6 番議員(安井知子君) おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問 させていただきます。

緊急防災と農地の有効利用を考える。

奈良県では、「減災」「災害発生抑制」「心得るべき点」を対策の柱として、ハード面では、避難所の保存対策・ため池の管理整備――川西町には下永池、喰田池、島の山池、長田池の4カ所があります。――ソフト面では、命を守るための啓発(情報発信)・地域防災力の向上・避難体制の強化・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定を盛り込んだ施策が考えられています。

昨年、県において、大和川流域で浸水被害を防ぐ貯水施設を設ける候補地を選ぶ中、県適地選考委員会は、平成30年6月5日、第1候補として10市町村21カ所を選定しました。その中に川西町、三宅町、田原本町が含まれています。これは、浸水被害の抑止力等を検討し、広場や田などを効果的に「ためる施設」として利用することを目的とされています。県では優先順位を策定し、準備が整った場所から早期に工事に着手できるよう市町村と連携する、また、第2次適地候補を選んでいくとのこと。

この件につき、川西町として具体的にどのように考え、実行されていますか。経過をお示しください。

そこで、川西町の一つの施策として、川西町農業用水路の水を、天気予報をもとに、大雨前・大型台風前に落としておき、大雨が降ったとき、この農業用水路を貯水池として使うことにより、水を大量にプールできるのでは。でも、これを誰がコントロールするのか。個々ではなく、川西町全域で実行する必要があります。昔から水利権を原因とした争いもありました。脅威となる水ですが、おいしい米をつくるためにはなくてはならないのが水です。

今後の水による被害の対策として、川西町の農地 2 1 2 へクタールをいかに利用していくのか。とても大事なことです。行政が主体となり、指導を進めていくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

終わります。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、安井議員御質問の「緊急防災と農地の有効利

用を考える」にお答えいたします。

奈良県総合治水対策協議会では、河川改修やダム建設などを行う治水対策と、流域の保水機能を積極的に保全する流域対策、この2つを合わせた総合治水対策に取り組んでおります。また、奈良県平成緊急内水対策事業の主要なものとして、県管理河川水系における内水対策として、必要な貯留施設などの整備が上げられております。この事業スキームとしましては、議員お述べのとおり、当該貯留施設の整備可能な公共用地やため池などを抽出し、選考委員会で、貯留場所としての有効性、家屋浸水害の状況、地元要望、用地取得の協力体制などを勘案して当該整備地が選定されます。令和元年度において、工事着手予定2カ所、用地買収予定5カ所、測量設計予定7カ所において対策を予定されているとのことでございます。

本町におきましては、候補地として喰田池の改修工事及び寺川周辺での用地買収による調整池設置を候補として申請させていただきましたが、用地取得状況やため池整備状況などから、候補地に選定されていない状況にあります。しかしながら、内水対策は本町の解決すべき重要な課題であると認識いたしておりますので、今後も用地取得の可能性も踏まえつつ、引き続き候補地について協議を重ね、適地として選定いただけるよう取り組みたいと考えております。

次に、農業用水路の運用による被害対策としての御質問でございますが、 現在、台風の接近や大雨が予想される場合において、寺川、飛鳥川、大和川 に設置されている井堰及び河川から農業用水を取水する取水樋門、町内用水 路の樋門の管理を事前に操作していただくよう、自治会水利代表の方々に電 話などで連絡し、県管理河川の井堰転倒及び取水樋門の閉鎖操作に対し迅速 に対応していただいております。

しかし、最近の突発的に発生する集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨の場合、 井堰及び樋門操作には、操作していただく方々の安全面並びに連絡方法など から、樋門操作及び連絡対応については課題となっていることから、当該対 応について自治会代表者等と現在協議を重ねており、今後、対応手段を検討 していきたいと考えております。

また、議員のお述べのとおり、水稲栽培には水は欠かせない存在ではありますが、本町においては、その水が猛威を振るい、浸水被害を引き起こしているのも事実でございます。先ほども述べましたが、井堰や樋門操作を事前に行うこと、特に農業用水を町域に取水する樋門を閉鎖することで町域に外水流入を防ぐ、また、町内樋門を転倒させ、先に町内の水を流しておくことで内水の抑制となると思っておりますし、農地を活用した水田貯留につきましても、内水対策の一つの方法と考えておりますので、県下市町村の情報をもとに、農地所有者及び農業従事者と協議検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、町内に存在する4カ所のため池を活用した流域対策に取り組んでお

ります。井堰管理と同様に、台風の接近や大雨が予想される場合に、事前にため池の水位を低下させ、ため池から水を流出させずにためる水位低下方式をため池管理者と協議した結果、3カ所のため池について協力していただける回答をいただいておりますので、町と自治会、水利組合の代表者と三者協定締結に向けて現在取り組んでおります。

今後も、先月発生しました九州地方の内水氾濫による災害、台風 2 1 号による内水被害等を念頭に置き、地域と連携しながら緊急防災対策に取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 安井知子君。

6 番議員(安井知子君) ありがとうございました。町内に存在する4カ所のため池を活用した流域対策として、台風や大雨が予想されるとき、事前にため池の水位を低下させ、いざそのときには、ため池からの水を流出させずにためる水位低下方式をため池管理者と協議されており、3カ所のため池につき協力を得られたとのこと。あと1カ所も協力していただくように取り組んでいただきたい。

また、寺川周辺の用地を取得し、調整池をつくる候補地とされていますが、 公共用地活用ということでしたら、現在公共用地である水道局跡地を候補地 とすることで、用地買収費用が削減できると思います。一度検討されては。

これで終わります。

議 長(伊藤彰夫君) 次に、7番 福西広理君。

7番議員(福西広理君) 皆様、おはようございます。 7番 福西広理でございま す。議長の許可をいただきましたので、事前通告どおり 2 点質問させていた だきます。

1点目、防災備蓄品についてです。

まず、質問に先立ちまして、今年に入ってから日本各地で甚大な自然災害が発生しており、多くの被害が出ております。まずは、被害に遭われた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

皆様御承知のとおり、本町川西町も大きな4つの河川に囲まれており、全国各地で発生している河川の氾濫による甚大な被害が、ここ川西町においてもいつ起こってもおかしくない地理的条件となっております。

本町の防災倉庫の立地条件の悪さから、防災備蓄品の分散を行う必要性について以前から指摘させていただいておりますが、現段階での分散備蓄の進捗状況をお聞かせください。

また、本町においての備蓄品の内容や数量など、今後の備蓄計画について もお聞かせください。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。

今後ますます増えていくと予想される空き家について、平成27年5月に

空家等対策特別措置法が施行され、本町においても空家等対策協議会が設置され、これまでに条例や補助金の制定、相談窓口の設置など、対策を行ってきていただいておりますが、それらの制度の利活用状況、また、現状の空き家数の状況をお示しください。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

おります。

町 長(竹村匡正君) それでは、福西議員の御質問にお答えしたいと思いますが、私からも、まず初めに、このたびの豪雨被害に対しまして心からお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、防災備蓄品についての御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の御質問、災害備蓄品における分散備蓄の進捗状況についてでございます。

甚大な被害をもたらしました平成29年の台風21号以降、災害時に避難者の方がまず必要とする災害備蓄品を6カ所の指定避難所へそれぞれ移す作業を進めてまいりました。現在、各指定避難所における備蓄スペースの問題などもございますことから、各指定避難所で想定される避難者数から試算しました数量の半分を防災倉庫へ、残りの半分を各指定避難所へそれぞれ配置し終えております。

次に、2つ目の御質問、本町における災害備蓄品の内容や水量など、今後 の備蓄計画についてでございますが、災害備蓄品につきましては、川西町備 蓄計画に基づき整備しております。

まず、飲料水 5 0 0 ミリリットル 1 万 1,7 9 8 本、アルファ化米のご飯 7,9 3 0 食、アルファ化米のおかゆ 2,2 3 0 食、粉ミルク 1 3 グラム 3 0 0 本を、避難所で必要とする原則 2 日分の食料備蓄物資として整備しております。次に、生活必需品につきましては、毛布 2,7 0 6 枚、紙おむつ(大人用) 1,1 7 6 枚、紙おむつ(乳幼児用) 3,4 3 4 枚、哺乳瓶 4 0 個を整備して

ほかにも災害用トイレ、資機材、医薬品等の防災備蓄品がございますが、 全て川西町備蓄計画に基づく年齢層別の避難者数から試算しており、現時点 で必要備蓄数におおむね達している状況でございます。

今後の備蓄計画につきましては、現時点において本町の計画備蓄数に達しておることから、基本的には人口及び年齢層に応じた川西町備蓄計画の見直しによる備蓄数の変更や、保有しておりますそれぞれの備蓄品の期限の管理を行いながら、計画的な更新作業に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、本町は水害に弱いことから、近年多発している記録的な豪雨などの災害にも対応すべく、被災後の状況を想定した上で、今後も引き続き必要な備蓄品と保管場所の検討をしていかなければならないと考えております。

次に、空き家対策についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、平成28年度より、川西町空家等対策計画及び特定

空家等の判断基準等を策定してまいりました。また、非営利法人空き家コンシェルジュなどと連携し、空き家セミナー及び空き家相談会を開催、30年度3件、今年度5件の空き家相談がございました。

空き家になっている物件の今後に関しての相談には、賃貸、売買を含め、 空き家バンク登録の検討、居住物件が空き家になった場合の荷物整理に関し ての相談には、荷物整理業者紹介による整理方針の検討といった提案をコン シェルジュからしていただきました。

また、空き家バンク登録の状況としましては、町内空き家 1 1 件の空き家 バンク登録があり、5 件、商談成立の報告を受けております。

議員の御質問の制度の利活用状況についてでございますが、平成30年6 月より、危険空き家の所有者などが行う当該危険空き家の除却に要する経費 について予算の範囲内で支援する、川西町危険空家除却費補助金交付要綱を 制定・施行し、平成30年2件交付し、除却工事が実施されました。

また、令和元年6月より、空き家を地域の交流拠点などとして有効活用するために実施する川西町空家再生等推進事業に関する経費について、予算の範囲で補助する川西町空家再生等推進事業補助金交付要綱を制定・施行しております。今年度においては、補助金活用事業1件の申請がある予定でございます。

次に、本町の空き家数の状況につきましては、平成27年度に、水道閉栓状況及び自治会聞き取り、現地調査などにより実施しました空き家調査で得た空き家件数186件、以降の調査は未実施であり、正確な空き家件数の把握には至っておりませんが、平成28年度から現在までの水道使用状況、閉栓状況から、20件増加していると思われます。

将来的に空き家は増加し続けるものと思われますので、空き家等の利活用や適正な空き家管理を促すとともに、管理されない空き家を抑制するため、地域の代表者や近隣の方が空き家所有者と連絡先を確認し合い、異常があった際には連絡をとれる体制を築くとともに、地域の空き家の状況及び空き家所有者の情報を行政と地域とで情報共有及び連携を図りながら空き家対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 福西広理君。

7番議員(福西広理君) 分散備蓄については配置を終了していただいているということですが、本町にはゴムボートも2台あると把握しておりますが、こちらの配備場所は、いまだ防災倉庫のままということでしょうか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 議員がお述べのとおり、ゴムボート2台も現在防災倉庫 に備蓄しております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 福西広理君。

7番議員(福西広理君) 防災倉庫が浸水想定区域であるという認識はもちろんあると思っております。早急にこのゴムボートの配備場所も改善していただくようにお願いいたします。

また、備蓄品で、乳児用として粉ミルクの備蓄もあるとのことですけれども、近年、災害時の備蓄品として、今年の春から販売が始まった、お湯も水も必要としない乳児用液体ミルクに関心が高まっておりますが、本町においては、液体ミルクの備蓄に対しては検討しておられますでしょうか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 先ほどの救命ボートの件でございますが、議員お述べの とおり、今後、保管スペースのことも考えながら、分散化に努めてまいりた いと思っております。

また、液体ミルクに関してですが、現在、備蓄品として整備しております粉ミルクにつきましては、その保存期限は1年半となっておりますが、液体ミルクに関しましては保存期限が1年未満となっているとのことでございます。議員お述べのとおり、昨年の8月に、省令等の改正によりまして、液体ミルクの製造販売が日本でも解禁となっており、メリットといたしましては、災害で清潔なお湯の入手が困難となり、粉ミルクが使用できない場合でも対応できるというような状況になっておりますが、その安全性などや実績も検証しながら、今後導入の可否について考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 福西広理君。

7番議員(福西広理君) もちろん食べ物や飲み物の備蓄品には消費期限がありますが、現在川西町では、粉ミルクに関しては、消費期限切れのものは全て廃棄していると伺っております。乳児用の備蓄品は、子どもセンターや子育て支援センターなどに配備し、消費期限が切れる前に子育て支援策の一貫として無料配布するなど、捨てられる備蓄品の有効活用も考えていくべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 例えばアルファ化米などは、防災訓練が終わった後、消費期限を確認しながら、必要とされる方には配布している状況でございます。 粉ミルクに関しましても、希望者がございましたら、できましたら配布したいとは思っておりますが、なかなか消費期限直前のものをお配りするということに関しまして、乳幼児が口に入れるものでございますので、衛生上の問題もあるかと思います。

その辺につきましては、保護者の皆様方と相談しながら、それでもいいよという方がいらっしゃれば、できましたら配布してもいいのかなと思っておりますので、今後につきましては、担当課ともしっかりと検討・協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 福西広理君。

7番議員(福西広理君) 無駄のない、有事のときに本当に役立つ防災備蓄対策に 取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、空き家対策について再度お聞きします。

空き家バンクの利用状況は、11件の登録があり、5件が商談成立している とのことですので、この制度の住民への周知徹底を一層図っていただきますよ うお願いいたします。

次に、危険空き家に関しては、町補助金を活用した危険空き家の除却工事が 2件行われたということですが、この危険空き家除却費補助金については、危 険空家判断基準に基づいて除却費補助金を交付しておられますが、この判断基 準のハードルが高く、危険と判断されない空き家については、町の補助金を活 用できず、空き家の除却が行われないケースが数件あるという状況にあります。 私が相談を受けた空き家でも、瓦や壁が隣地に落ちてきて、近くを通るのが危 険なような状況でしたが、判断基準に満たないため、補助金の活用ができませ んでした。

そこで、この危険空家判断基準で危険空き家と判断されなくても、近隣住民に危害を与えるような空き家に関しては、危険度を段階的に設定するなどして補助金額を定め、活用しやすい制度にすることによって、町内の空き家の減少につながると思いますが、制度の改正について町長のお考えをお聞かせください。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) まず、危険空家除却補助金につきましては、空家対策総合支援事業交付金を財源として個人へ補助しております。交付金を活用して支援するには、住宅地区改良法第2条第4項に規定する「不良住宅」が交付金対象基準となっていることから、危険空家判断基準で危険と判断された空き家でないと交付金の対象とはなりません。交付金の対象となる危険空き家は、再利用が不可能と判断されるものでございます。ですので、危険と判断されない空き家につきましては、除却する前に利活用を検討することが本旨であろうかと考えておりますので、まず、空き家相談などを活用し、空き家の管理方法や利活用を検討していただければと思います。

また、空き家減少取り組みとしては、議員の言われるとおり、除却費用の支援も一つの方法であるとは思いますが、町内空き家180件全てを対象とするよりも、利活用ができるものは利活用を検討し、利活用が不可能な、本当に支援が必要になる物件を明確にして支援していくことが、空き家対策に対する財源投入の趣旨であると考えているところでございますので、御理解、よろしくお願い申し上げます。

議 長(伊藤彰夫君) 福西広理君。

7番議員(福西広理君) 御答弁のとおり、危険空き家になる前に利活用を行っていくということが重要であるということは認識しておりますので、空き家

相談等の事業については引き続き取り組んでいただきたいと思いますが、一方で、利活用が進まない悪条件の空き家が多数あるのも事実でございます。 既に町内で1件、近いうちに略式代執行によって危険空き家の除却工事を行わなければならないと聞いております。この解体工事には多額の費用が投じられ、そのかかった費用は、所有者不明のため、回収の見込みがないと伺っております。こちらの解体費用の一部も国からの交付金を原資として執り行われることになろうかとは思いますが、多額の費用が本町の財源から捻出されることになりますし、この略式代執行や行政代執行に至るまでにかかる本町職員の労力はかなり大きなものになり、数字としては直接的に出てこない人件費の増額も懸念されると思います。

このような特定危険空き家をこれ以上増やさないためにも、住民への空き家問題の周知徹底、さらなる空き家利活用への支援、そして補助金制度の基準緩和も含めまして、喫緊の課題として空き家対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長(伊藤彰夫君) 5番 松村定則君。

5番議員(松村定則君) 皆さん、おはようございます。 5番 松村定則でありま す。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

川西町における特別支援教育についてお伺いいたします。

川西幼稚園や川西小学校では、早くから特別支援教育支援員を配置して、子どもたちの生活面や学習面に活用されて、多くの成果を上げてきております。このことは、近隣の市町村には例がないほど手厚い支援と考えております。

現在、式下中学校の特別支援学級(スズラン学級)は4学級あり、支援担当の教諭4人で19名の生徒さんを担当しておられます。中学校では、平成30年度、特別支援教育支援員が配置されておりましたが、今年度では配置されなくなりました。そのことにより、子どもたちやその保護者からは、学校生活や高校進学などの進路に不安を抱えておられると伺っております。

今後、川西幼稚園や川西小学校でも特別支援教育支援員の人員が削減されたり廃止されることがないか、心配でなりません。

川西町として、今は支援を必要とする子どもたちの教育環境を今後どのように整備・確保していかれるのか、お聞かせください。

以上、質問とさせていただきます。

議 長(伊藤彰夫君) 教育長。

教 育 長 (山嶋健司君) 松村議員の特別支援教育についての御質問につきまして、 私からお答えさせていただきます。

園・学校における特別支援教育についてでございますが、文部科学省においても、障害のある全ての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、全ての学校における特別支援教育が推進されているところです。国において位置づけられている特別支援教育の要旨として、障害のある幼児・児童・生

徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、 生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援 を行うものとされております。

また、特別支援教育は、平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、 全ての学校において支援をさらに充実していくこととされたところです。

これを踏まえ、教育委員会といたしましても、障害のある幼児・児童・生徒の状況や学校の実態等にかんがみながら、各学校における支援体制や学校施設の整備・充実に努めてきたところです。また、各学校への支援体制の整備を促進するため、指導主事、担当職員の専門性に努めながら、教育、医療、保健、福祉等の関係分野等との連携を図るとともに、保護者、教職員を対象とした心理学の専門家による園・学校への巡回相談の実施、また、幼児・児童・生徒の支援を継続的なものとしていくための個別支援計画、指導計画作成のための助言・指導にも取り組んでいるところです。

委員会といたしましては、引き続き、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援していくという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズの把握に努めながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

御質問にあります式下中学校の状況についてでございますが、平成30年度は、学校教育法施行令第22条の3による単年度特別支援加配措置により、県費教員1名が配置されましたが、これにつきましては、本年度、その配置はございませんでした。しかしながら、この生徒につきましては、引き続き個別の支援が必要との判断から、学校対応といたしまして、教員により1対1の体制を継続しているところでございます。

また、特別支援教育の担任につきましては、各クラス数の人員配置とはなっておりますが、支援体制といたしましては、学校全体で各教員が自分の教科を中心にサポート体制をとっております。

なお、県費で配置される教員とは別に、平成30年度より継続して、組合費による常勤の特別支援学級をフォローする講師1名を配置しているところです。

本町の園・学校における今後の障害のある幼児・児童・生徒への支援のあり方につきましては、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズの把握に努めながら、支援員の配置等、支援体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 松村定則君。

5番議員(松村定則君) 御回答ありがとうございます。子どもたちも、今後、中学校、高等学校または大学へと進学、就職され、立派な納税者となられる

方々が多くおられます。そのためにも、幼稚園、小学校、中学校との連携した支援を続けていかれるよう、切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議 長(伊藤彰夫君) 次に、2番 弓仲利博君。

2番議員(弓仲利博君) 弓仲利博でございます。よろしくお願いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所によると、日本の人口は、現在1億2,680万人から、このままいくと100年後には39%の5,000万人になるという時代を迎えるとされています。この人口減少を食いとめる施策として、川西町では、魅力あるまちづくり、川西町の玄関口・顔である結崎駅前開発と、雇用創出・労働者増による人口の増加が見込める唐院工業ゾーンの創出が特別委員会を設置して肝いりで推し進められています。

人口減少を解消するもう一つの重要な柱の子育て支援に関する質問をさせていただきます。

1、待機児童について。

今年6月現在の自己都合待機の児童数は、1歳児4名、2歳児4名でしたが、9月の、今現在の自己都合待機児童数の状況をお知らせ願いたいと思います。

2、保育料の無償化について。

来月の10月1日から保育料の無償化が実施されますが、各保護者様から、「どのように手続をしたらいいのでしょうか」と問い合わせが来ています。 周知方法について御説明をお願いします。

最後に、3、子育て支援センターの件について。

唐院にある子育て支援センターの駐車場ですが、職員の方の車が優先されてとめられているので、満車のときはゲートボール場までとめに行かなくてはなりません。下の子を抱いて、上の子の手をつないで、雨の日は特に大変です。常日ごろから職員の方の車をゲートボール場に置くべきではないのでしょうか。また、玄関に入っても、靴箱も職員優先になっていると感じることです。

公共施設など全てにおいて常に住民ファーストであってほしいとの声が、 小さな子を持つ親御さんから届いています。御説明をよろしくお願いいたし ます。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、弓仲議員の御質問にお答えいたします。

まず、待機児童についてでございます。

9月1日現在の自己都合待機児童は、0歳児1名、1歳児4名、2歳児3 名という状況でございます。

続きまして、保育料無償化についてでございます。

現在既に1、2、3号認定を受けておられる児童の保育料の無償化につき

ましては、手続は不要となります。ただし、それ以外である場合、例えば認可外の保育施設を利用していたり、支給認定を受けずに私立幼稚園に通っている場合は、手続が必要となります。

しかし、保育料の無償化の手続については、既に広報・ホームページで周知をし、何らかの手続の必要な御家庭には、個別で通知を行っております。また、保育所・子ども園にも保護者の方への説明は丁寧にしていただくようお願いをしているところでございます。

続きまして、子育て支援センターの件についてでございます。

職員の駐車についてでございますが、議員御指摘のとおり、職員用の駐車場がないため、ふれあいセンターの駐車場を利用しております。また、職員の駐車場としてはゲートボール場が適当ではないかとの御教示もいただきましたが、ゲートボール場の駐車場は、ゲートボール場、唐院運動公園を利用される方の駐車場としており、当該施設を御利用になる方の支障になることも考えられますので、9月より、子育て支援センターの職員には、ふれあいセンター裏のスペースに車を駐車し、館の利用者の利便性を優先するよう対応しております。

次に、靴箱についてでございます。

職員優先ということではなく、これも子育て支援センターに職員専用の靴箱がないため、72ある靴箱の一部を職員が利用しております。場所といたしましては、自動ドアの開閉時に挟み込みの危険度が高いドア付近を利用しております。また、支援センター利用の親子につきましては、就学前幼児が多く来館されておりますので、立って靴を履くことができにくく、座り込んで履いております。また、靴箱は開閉式で、指の挟み込みや、入れた場所がわからなくなることなどを考慮し、コンクリートのたたき部分に並べて置くように、靴箱を利用しない館利用をお願いしておりますが、今後に関しては、さらに周知徹底に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 弓仲利博君。

2番議員(弓仲利博君) まず、1番の自己都合待機児童数が、6月現在の8名から、今現在、0歳児1名が増えて、差し引き合計8名で、変わらずということです。待機児童の数も重要ですが、陰に隠れた自己都合待機児童の数を何とか減らすよい方法はないものでしょうか。

よろしくお願いいたします。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 自己都合待機でございますので、あくまで保護者の方の 都合によるものではございますが、現在、当役場健康福祉課から、人気の高 いといいますか、川西子ども園(愛和会)に対しまして、受け入れ児童の増 員について依頼を続けておるところでございます。

以上でございます。

- 議 長(伊藤彰夫君) 弓仲利博君。
- 2番議員(弓仲利博君) 次に、子育て支援センターの駐車場、靴箱の件、いろいると対策を講じておられるようですが、同じような感じをされているほかの住民の方々にも、今回詳しく説明できる機会が持てたのではないかと思います。

また、このように住民様から声が上がるということは、以前に比べれば格段の職務改善努力を役場職員全員がされていることと感じていますが、民間企業では当たり前。自分の会社存続のためには、休日返上、夜討ち朝駆けもしかりです。

今回を機に、いま一度住民ファースト意識を、各課長を初め職員全員が緊 張感を持って強く再認識されるよいチャンスではないでしょうか。御意見を お願いいたします。

- 議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。
- 町 長(竹村匡正君) 常に住民ファーストを意識して対応してきたつもりとなっていたのかもしれません。弓仲議員の今回の指導を契機に、私を含め、以下役場職員一同、さらに住民ファーストの意識を持って職務遂行していきたいと思っておりますので、御理解、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議 長(伊藤彰夫君) 次に、4番 堀格君。
- 4番議員(堀 格君) 4番 堀でございます。よろしくお願いいたします。

去る6月の第2回定例会に引き続きまして、全国学力・学習状況調査についてお伺いをいたします。

先ほどの弓仲議員が、魅力ある川西町のためにということで、駅前の整備、工業ゾーンをつくることによっての企業誘致、そして子育て環境という3つを上げられました。私は、子育て環境の中の教育問題についてお伺いをいたします。

今年も去る4月18日に、小学校は第6学年、中学校は第3学年に文部科学省による全国学力・学習状況調査が行われまして、過日、その結果が公表されたところであります。

本件につきましては、例年11月の広報川西に結果が掲載されるわけでありまして、結果の公表からまだそう時間がたっているわけではありませんので、十分な分析ができていないかもしれませんが、現段階における分析結果についてお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いします。

- 議 長(伊藤彰夫君) 山嶋教育長。
- 教 育 長(山嶋健司君) それでは、平成31年度学力・学習状況調査の結果の概要につきまして、私からお答えさせていただきます。

学力・学習調査につきましては、毎年、全国の小中学校を対象に、小学 6 年生の児童と中学 3 年生の生徒に対して、先ほど議員からもありましたよう に、実施されております。

学力調査につきましては、国も示しておりますとおり、学力の一部についての調査であること、また、調査対象となる児童生徒は毎年変わるということを、まずは御理解いただきたいと思います。

本年度の調査は、小学6年生76名、中学3年生112名が参加いたしました。また、これまでは、A問題(知識・理解)、B問題(活用)の2つに分かれておりましたが、本年度より、知識・理解と活用を一体的に問う調査問題に変更して実施されたところです。現段階では、学力・学習状況調査結果の分析についてまではまだできておりませんので、結果の概要ということで報告をさせていただきます。

小学校においては、国語と算数の学力調査が行われ、正答率で比較いたしますと、国語については、県より4ポイント、全国より0.2ポイント高くなっております。県との比較では、「読むこと」、「話すこと・聞くこと」が伸びている一方、「書くこと」が少し苦手であるという結果となっております。算数につきましても、県より3ポイント、全国より2.4ポイント高いという結果でした。県との比較では、「量と測定」、「数量関係」が上回っている一方、「図形」が若干ではありますが苦手という結果となっております。

学習状況調査における生活行動に関するカテゴリー別の調査結果において、挑戦心、達成感、自己有用感、規範意識等につきましては、「人が困っているときは、進んで助けている」、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している」という項目で上回っております一方、「自分には、よいところがある」という項目では、県を少し下回っておりました。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況では、「総合的な学習の時間での学習活動の取り組み方」、「学校生活をよりよくするための話し合いや意見の交換」、「授業では工夫をして発表していたか」の項目について10ポイント以上上回っている一方、「授業で学んだことを他の学習に生かしているか」については、若干下回っている状況でした。

また、地域や社会にかかわる活動の状況等やICTを活用した学習状況については、県や全国を大きく上回っておりました。

次に、式下中学校になりますが、国語は県よりマイナス2ポイント、全国よりマイナス2.8ポイント、数学についてはほぼ同レベル、英語については 県・全国を1ポイント上回り、英語の「話すこと」につきましても、全国を 2.2ポイント上回るという結果でした。

詳細な分析には至っておりませんが、当該調査の対象である小学校6年生児童については、2年前の県の学力・学習状況調査でも県より高い学力を示しており、学習に関しての興味が高いと思われます。また、学習環境の整備も進んできたことにより、子ども自身の学習への意欲も変わりつつあるのではないか、加えて、学校全体での課題の共有による授業等の改善、また、教職員の皆さんの授業力等の向上への努力もこの結果から想定できるのではな

いかというふうに考えております。

詳細な分析につきましては、いま少し時間が必要になってきますので、1 1月ごろの広報に掲載してまいります。

今後も教育行政の一層の御支援、御協力についてお願いいたしまして、質問への回答とさせていただきます。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 堀格君。

4番議員(堀 格君) この文部科学省による全国学力・学習状況調査というのは、平成19年度から実施されているわけであります。もうかなりの年月、10年以上たっているわけですが、川西小学校は、今回初めて全国平均、奈良県平均を上回るというすばらしい結果を導くことができました。また、式下中学校につきましても、先ほどお話がありましたように、あと一歩というところまで来たわけであります。

振り返りますと、この調査が実施された当初の厳しい結果を、教育というのは慌てちゃいかん、じっくり取り組んでいこうやないかということで、これまで、ある意味で長年にわたって、山嶋教育長を初め教育委員会、学校の先生方、それから保護者、これが一体となってじっくりと努力された結果が今日あらわれたんじゃないかと、このように思っております。我々も、放課後子ども学習会と称して、少しは貢献できたかなというふうに思っております。

さて、山嶋教育長におかれましては、この9月末で退任されるということでございますが、今回のこの結果を受けまして、もっとこういうことをやればよかったなとか、何かそういう思いがありましたら、ちょっとおっしゃっていただければありがたいと思うんですが。よろしくお願いいたします。

議 長(伊藤彰夫君) 山嶋教育長。

教 育 長(山嶋健司君) この学習状況の結果、これのみではないんですけれども、ハード面、ソフト面で、ある程度自分が描いておりました形までは何とか来れたのかなと。ただ、今後は、今いろいろ国のほうでも言われています先生方の働き方改革等、子どもたちに余裕を持った授業を提供できるような体制の整備、それは当然、教師並びに授業時数の平準化等が考えられるとは思うんですけれども、それが今一番課題になっている部分なので、それにつきましては、今後の新しい教育長に委ねさせていただきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長(伊藤彰夫君)堀格君。

4番議員(堀 格君) いずれにいたしましても、評価されるべきは、現山嶋教育長の教育に対する熱意であろうかと思います。

振り返りますと、小学校の建替えに当たりましては、学童保育所を、世間では文部科学省所管と厚生労働省所管という問題もあって、学校から離れたところに学童保育所が設けられたりするんですが、いや、これは同じところ

にどうしても置くんだということで、現在、同じ敷地内に設立されております。また、それまで幼稚園は2時で終わっていたんですが、やはり世の中で預かり保育というのがなされていますので、そういうものを初めていただいたというようなことで、川西町の子育て環境も近代化に努めていただいた。おかげさまで、この川西町も子育て環境につきましては、制度的には都会とほぼ変わらない状況になってきたかというように思っております。

この夏休みの幼稚園の預かり保育も、20日間で延べ210名が利用されたということでありまして、保護者の方も大いに喜んでおられるのではないかと思っております。

今、学童保育につきましては、受け入れ能力の拡大という大きな問題がありますが、この問題はまた後日の別の議会に譲ることにしたいと思います。

さて、小学校も昨年、冷房装置が実現して、今年から夏休みを1週間短縮して、英語の授業時間を確保するということで、いち早く対応していただきました。これらの諸施策に対して積極的に取り組んでいただいた山嶋教育長に御礼を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長(伊藤彰夫君) 次に、1番 松井宏至君。

1番議員(松井宏至君) 皆さん、おはようございます。1番 松井宏至でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

6月の議会に引き続きまして、今回、この9月の議会におきましても、私からは町の防災力向上について質問をさせていただきます。前回の議会におきまして、町民の防災意識の向上と意識の普及に努めると、6月の一般質問の折に町長から御答弁いただきました。

4つの具体策を町から示していただきました。1つ目、防災士、地元の防災リーダーの育成、2つ目、自主防災活動の支援、3つ目、防災士会との連携、4つ目が防災訓練の充実。この4つの方針につきまして、3カ月たっております。また、防災に関しましては、3カ月以前からも町のほうは進めていただいていると思いますが、この4つについての進捗状況を教えていただければと考えております。

よろしくお願いいたします。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 松井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の御質問、防災士、地元の防災リーダーの育成といたしまして、本町では、各自主防災組織に加入している多くの方の防災に対する意識・知識・技能の向上を図り、地域の防災活動の中心的な役割を担っていただきたいという考えで、毎年奈良県が実施する自主防犯・防災リーダー研修への受講を推進しております。今年も8月に各自主防災会への受講案内を送付させていただき、受講希望者の取りまとめなどの手続を行わせていただいたところでございます。

この受講費用につきましては、県負担となっております。しかし、県が実施する当該養成講座については、受講人数に制限があり、申し込みを行っても漏れる場合もございます。そのような場合にも備えまして、平成29年に川西町防災士育成事業補助金交付要綱を制定し、防災士研修講座受講料経費に対して町からの補助も行っております。

そして、この講座を受講される方については、別途個人負担は必要となりますが、防災士資格取得の試験を受けていただくこともできることから、本町における防災士の確保にも役立っております。

また、講座の受講だけを希望していただいている方につきましても、防災 に関する基礎的な知識や技能を身につけることができ、防災力の向上にもつ ながっているものと考えております。

今後も引き続き、地元の防災リーダーの育成に向けての一つの取り組みとして、自主防犯・防災リーダー研修の受講の推進に努めてまいりたいと考えております。

2つ目、自主防災活動の支援といたしましては、自主防災組織が行う訓練に関しましては、必ず防災訓練実施予定表を総務課に御提出いただく手続としております。これにつきましては、各自主防災組織の活動を把握した上で、磯城消防署との訓練内容や派遣人員の調整、希望がある場合には、消防署員による訓練内容の希望調査も行っております。また、訓練に必要な経費についての補助など、各種支援を行っているところでございます。

昨年度は、10の自主防災組織に対しまして経費等の支援を行い、本年度につきましては、現時点で5つの自主防災組織への経費等の支援を既に行ったところであり、年々支援の数が増加傾向にある状況でございます。

3つ目、防災士会との連携といたしましては、本町では、過去に、川西町自主防災連絡協議会と毎年共同開催しております川西町防災訓練において、奈良県防災士会の御協力により、川西小学校の児童に対し防災講習を行った実績など、専門的な知識を有する同団体と連携することにより、町民全体の防災意識の底上げを推進しているところでございます。

今後、連携につきましては、公助・自助・共助の観点から、行政が行うべき防災対策、町民の皆様方にお願いしたい災害時の心構え、また、各自主防災組織で行っていただきたい災害時の行動を整理し、奈良県防災士会を初め、奈良県が実施する自主防犯・防災リーダー研修を受講され、防災士として登録されている町民の方などと連携し、防災行政を進めてまいりたいと考えております。

日本防災士会のホームページによりますと、防災士とは、「社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者」として位置づけられております。 町といたしましても、防災に関する豊富な意識・知識・技能を有しておられる防災士の方々とともに防災・減災対策を今後とも進めてまいりたいと考え ております。

4つ目、防災訓練の充実といたしましては、本町における防災訓練は、これまで6回開催しております。その訓練では、22の自主防災組織と町が主宰となり、婦人会や川西消防団、天理警察署、磯城消防署が協力のもと、小学生を交えての避難所の運営やAEDの使用方法、消火器の使用方法などについて学んでまいりました。昨年度におきましては、大阪ガスと連携し、防災に関する講習やインフラの復旧方法、ドローン体験、紙スリッパの作成などを行い、実際の災害時に利活用できる体験を川西小学校の児童とともに行ってまいりました。

今後の取り組みについては、町、町民、地域が公助・自助・共助の連携を 実践する機会として、また、町民に訓練を経て防災意識の高揚を促せるよう 努めてまいりたいと考えております。

本町では、これらの取り組みを継続していくことによりまして、本町が目指す「防災に強いまち川西」の実現に向け、防災行政を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 松井宏至君。

1番議員(松井宏至君) 町長、ありがとうございます。4つの方針をお示しいただきまして、6年前からの防災訓練、これも私も6年前からずっと参加をさせていただいております。その間、やはり防災士の資格というものに対しまして興味を示さざるを得ない事情があって、防災士の資格を私も取得させていただいて、自分なりにもいろいろと勉強させていただいてきております。

その中で、いかにすばらしい方針を掲げても、なかなか現状、今の川西町のみならず、日本の国民というのは、はっきり言いまして逃げないですね。逃げるということを忘れてしまったのかというぐらい逃げません。マスコミ等のニュース等で非常な災害の惨事が流れてきたときに、「こういった災害は生まれて初めてでした」というコメントを毎回毎回テレビで耳にするのが今の日本の状況じゃないのかなと思います。

これは別に不思議なことではないということは、この中にも御存じの方がいらっしゃると思いますが、心理用語で正常性バイアスという言葉があります。これがやはり非常に作用しております。同じような内容なんですが、同調性バイアスという言葉もあります。

正常性バイアスというのは、周りのいろんな状況に応じて、自分に入ってくる情報を自分なりに勝手に判断をしてしまう。例えば水位が上がってとても危険な状態のとき、避難しなければならないというのを客観的には思えるんですが、いざ自分が避難するとなった場合には避難できないんです。「多分来ないんちゃうか。大丈夫じゃないか」という心理が働きます。同調性バイアスというのは、隣の家を見たときに、「隣の家もまだテレビを見てるやないか。ああ、隣も大丈夫やったら、きっと大丈夫やろ」という、これが同

調性バイアスです。

簡単に説明を申し上げましたが、そういった心理面での防災に対しての非常に大きな落とし穴があると、昨今国を挙げて、この正常性バイアス、同調性バイアスという言葉が飛び交うようになってきているのが現状であります。そういったことも含めまして、次の議会は3カ月後ではございますが、町といたしましても、現在の川西町の防災に対しての現状というものを、ここでいま一度いろんな側面から把握をしていただくことが大切ではないかなと。また、私は私なりに把握したいと考えております。これをひとつお願いをさせていただきたいと思います。

それと、防災行政は、やはりなかなか思うようには進んでいっていないのが現状かなとは思っております。非常に難しい大きな問題、心の問題というのは目にはなかなか見えてはこない部分でありますので、やはり視覚というもので、また聴覚というもので、町民の皆様方にこういった防災の意識を改革していただけるような工夫というものもこれからは進めていくのが重要ではないかなと御提案を申し上げたいと思います。

具体的に申し上げますと、今回の県の広報奈良には、防災について第1面から掲げておられます。ちょっと何カ月前だったか忘れましたが、町のほうでもそのような形で防災に対しての非常に啓発的な内容に取り組んでいただいておりますが、ぜひ広報川西の中でもそういったコラム欄を定期的に毎月掲げていただきまして、町民の皆様方にそういった防災に対しての情報、それから啓発的な内容を掲示していただくのも一つではないのかなというふうに考えております。

続けてまいりますが、やはり防災士会との連携というのは、今の川西町にとっては、これから数年は必要になってくるかなと思います。その中で、地元の自主防もあります。また、川西町にはいろんな団体があります。婦人会、子ども会、それから体協の方々の体育関連の団体もあります。そういった方々にも、やはり防災というものに何らかの形でかかわっていくものを防災士協会との連携の中で講じていければなというふうに思います。この秋に、婦人会の方が防災士会と協力して連続講座を行われます。こういった行事の取り組みというのは、これからは川西町にとっては非常に効果的な取り組みではないかなというふうに期待しているところでございます。

そういったことを含めまして、ぜひ現状の把握から、これからの方向性というものをより有利なものにしていきたいと考えておりますので、御理解いただきまして、方向性をお示しいただければと思っております。

それから、防災力の向上は、いつも私は申し上げますが、ここに参集させていただいております私たち川西町のリーダー一人一人の意識でやはり決まっていくのではないかなと。防災に強いまち、また、「災害に強いまち川西」という言葉を今回の答弁で頂戴いたしました。その実現に向けてしっかりとみんなが力を合わせ、一枚岩になって町民の命を守るという大使命を果たし

ていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 今いただきました各種御提案内容につきまして、しっかりと役場内で検証し、分析し、また勉強し、対応してまいりたいと思っておりますので、またその他の議員の皆様方にも各種御提案をいただければと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議 長(伊藤彰夫君) 次に、3番 福山臣尾君。

3番議員(福山臣尾君) 皆さん、おはようございます。3番 福山臣尾でございます。一般質問をさせていただきます。

川西町現状の体育施設について。

町内には、中央体育館、健民グラウンド、梅戸体育館、下永体育館、硬式テニス場、軟式テニス場、唐院運動公園内に室内ゲートボール場と施設があります。川西町中央体育館は、昭和58年3月に施工され、36年が経過し、老朽化が進んでいます。一昨年には、アリーナ内の照明をLED管に交換、今年度秋には、避難所対策工事として、武道場の空調機の新設、シャワー室の温水化、男女トイレの改修、非常用自家発電機の設置など、大がかりな避難所対策改善を予定されていますが、日々の施設利用部分での修繕・改善が余り進んでいないようです。川西町体育施設の指定管理者、NPO法人川西スポーツクラブより、日々の施設利用部分での改善・改修の要望書が提出されているようです。例えば武道場の畳、トレーニング室の器具(マシーン)の老朽化、またテニスコート、健民グラウンドのフェンスなど、傷んで危険な場所もあるということです。

その他修繕箇所を指摘されていますが、この要望書に関しまして、なかなか回答がいただけていないということなのですが、安全・安心・快適な施設利用の観点から、現状どのようなお考えなのか、また、今後、指摘箇所の改修・改善の予定を計画されているのか、お伺いしたいと思います。

次に、「2018年度川西町第3次総合計画施設評価に関する報告書20 19年8月」より、外部委員会の評価の中で委員からの意見として、「高齢者が気楽に体を動かせる場所が町内にあってもよい」と述べられています。

そこで、唐院運動公園内を今以上に有効活用できるよう、室内ゲートボール場の多目的化、室内ゲートボール場の土の部分を人工芝化するなどにより、ゲートボール以外のスポーツにも対応できるよう改修できないのか。また、唐院運動公園内をウォーキングされている姿をよく見かけるのですが、そこで、芝生運動公園部分に現在設置されている幼児・子ども向け遊具以外に高齢者向けの健康遊具と呼ばれる遊具を設置することにより、年代を問わず多くの方々が気楽に楽しく運動ができる施設になるのではないか、今以上に多世代の利用が可能な場所になるのではないかと思います。これが高齢者が気

楽に体を動かせる場所に変わっていくのではないかと思います。

この件につきまして、国の重要政策でもある健康寿命を延ばすという観点から、室内ゲートボール場の改修、健康遊具の設置など町として考えられないのか、また別の方向での構想があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長(伊藤彰夫君) 山嶋教育長。

教 育 長(山嶋健司君) それでは、福山議員の御質問にあります川西町の現状の 体育施設について、私からお答えさせていただきます。

議員の御質問の中にもありますように、川西町立中央体育館は、わかくさ 国体において川西町が会場となったなぎなた競技の会場として、昭和57年 度に建設されまして、現在で36年が経過し、老朽化が進んできた現状につ いては認識しているところであります。

委員会といたしましては、補修必要箇所につきましては、優先度を設けながら、これまでも逐次補修等を行ってまいったところです。

昨年度、川西町体育施設の指定管理者であるNPO法人川西スポーツクラブより提出されました改善要望につきましては、事務局といたしましても現地の確認を行い、遅くはなりましたが、本年6月3日付で、「予算等を考慮しながら年次計画で改善していく」との回答を出させていただいたところです。

今年度いただいております要望を含め、現在進めております中央体育館避難所対策工事の中でもできるだけ対応し、対応し切れない部分につきましては、さきにも申し上げましたが、優先度を設け、年次計画をもって対応してまいりたいと考えているところです。

次に、唐院運動公園の有効活用についてでございますが、屋内ゲートボール場としていた施設につきましては、運動施設としての有効利用を図るべく、平成25年度に多種目のスポーツに活用できる屋内運動公園に名称も改めまして、一部改修等も行ってきたところです。現在は、軟式テニス等に御利用いただいているとお聞きしております。

また、人工芝生化についてですが、これにつきましては、当該施設は屋内ということもありますので、体育協会や川西スポーツクラブの御意見もお聞かせ願いながら、必要性、そしてその効果についても検証を行い、検討していければと考えているところでございます。

次に、屋外の芝生運動公園部分への高齢者健康遊具の設置についてでございますが、当該公園につきましては、児童公園、特に幼児等の利用を主に設定を行いましたものですから、現段階において委員会としての設置は特に考えてはおりません。高齢者福祉部門等関係部門から調整依頼等ございました折には、より住民の方が利用しやすい、有効的に生きる場所等について関係部門間で調整も行っていければと考えているところです。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

- 議 長(伊藤彰夫君) 福山臣尾君。
- 3番議員(福山臣尾君) 中央体育館アリーナの避難所対策工事の件なんですけども、現状、トレーニング室のほうに空調設備が入っていないということで、その辺も今回の避難所対策工事の中に加えていただければ、施設利用に関しても、避難所での快適な避難生活じゃないですけども、その辺で一つ部屋が増えるんじゃないかと。大きいアリーナ自体の空調はなかなか難しいとは思うんですけども、トレーニング室の空調の機械を、間に合うのであれば加えてもらいたいなと思います。

あと、高齢者向けの遊具の件ですけども、皆さんもいろいろとあちこち出ていかはる場合もあると思うんです。その辺、公園とか見た場合、いろいろそういう遊具が最近多く入っていると思うんですけども、その辺も含めてもう一度——今の公園は子どもから高齢者まで、逆に高齢者のほうが多く使っているというところもあるようなので、その辺、再度検討いただければと思います。

- 議 長(伊藤彰夫君) 山嶋教育長。
- 教 育 長(山嶋健司君) トレーニング室への空調ということなんですけども、さきの一般質問の中にもございましたように、今回実施いたします中央体育館の避難所としての整備につきましては、武道場への空調、それと温水シャワーの新設、また非常用電源の確保をメインとして、避難所として実施するものでございます。

これに加え、今回工事という形をとりますので、既設の事務室、会議室の 老朽化している空調、その他の改修が必要な部分についてあわせて改修を行 おうとするものでございまして、トレーニング室につきましては、現在の利 用の状況もかかんがみながら、今後の検討課題としていければというふうに 考えております。

それと、高齢者向け遊具の件なんですけども、私の住んでおりますところも確かに一部、こういうやつとか設置はされておりますけども、現実的に使っておられるのを見たことないんですよ。ですので、高齢者と言うと失礼になるかもわからないんですけども、老人クラブ等も含めまして、一番利用しやすい場所はどこか、例えば各公園にちょっとしたものがあれば、それもええのと違うのとか、そういう部分も含めて、今後、先ほども申し上げましたけども、高齢者部門とも調整しながら、必要性等を検証して、設置について検討していければというふうに考えております。

以上です。

- 議 長(伊藤彰夫君) 福山臣尾君。
- 3番議員(福山臣尾君) 利用者を見たことないということなんですけども、試験的にでも1カ所やってもらって、その結果がよければ――今、都市公園のほうはかなり新しい遊具とか配備・整備されていますけども、またその辺、今後のことも考えて検討していただければと思います。

ありがとうございました。

議 長(伊藤彰夫君) 12番 芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の 7人に続きまして町長に質問いたします。

今般は、さきに通告してありますように、補聴器購入時における財政的な 支援の手だての創設についてお伺いするものであります。

一般的に、加齢に伴う身体機能の低下は、誰しも避けることはできません。 その一つに聴力の低下も挙げられます。現在、耳が不自由になった場合、障 害者認定を受けておられる方を対象にした補聴器取得に対する支援制度が、 障害者総合支援法のもと、本町でも実施されておりますが、あくまで身体障 害者の範疇での取り組みにとどまっているのが現状であります。

加齢に伴い耳が聞こえにくくなることで、日々の仕事や家庭生活に支障が生じる高齢の難聴者がおられる中、補聴器は精密機械ですので、器種にもよりますが、片耳で3万円から20万円程度、両耳ですと45万、50万となることから、かなりの高額で、高くて買えないとの声が出ているのも実情であります。

難聴により、家族や有人とのコミュニケーションの機会も薄れ、認知機能の低下など、正常聴力の人と比べて3割から4割の悪化が見られるとも指摘されておりますし、国の介護予防マニュアルでも、高齢者引きこもりの要因に聴力の低下を位置づけて対策を求めている現状にありますが、この難聴を医療のカテゴリーで捉えている欧米とは異なり、我が国においては、障害者のカテゴリーで捉えて対象を絞り込んでいるために、補聴器の所有率が欧米に比べて半分以下にとどまっており、圧倒的に低いのが現状です。

そこで、一つは、こうした補聴器の取得制度そのものの拡充を、本町としても国に対して早急に求めていくことを求めるものであります。

いま一つは、そうした国の手だてが実施されるのを待つまでもなく、既に独自の補助策を講じている自治体も見られることからも、本町においてもそうした先進例に倣って、現行制度から漏れている難聴の方々も利用できる手だての創設を求めるものであります。

以上、御答弁、よろしくお願いいたします。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長 (竹村匡正君) 芝議員の御質問、補聴器取得助成についてお答えいたします。

加齢に伴う聴力の低下は避けがたいことであり、家族はもとより、地域とのコミュニケーション力が下がる要因の一つとも考えます。身体障害者福祉法に定める聴覚障害は、聞こえ度合い、聴力レベルが、例えば両耳の場合では70 デシベル以上の者で6級に該当し、この6級が最も軽く、2級が最重度に相当します。一般的には、日常での通常会話が聞き取りにくく、比較的大きな声での会話を必要とします。聴覚障害による身体障害者手帳の交付を

受けていますと、障害者総合支援法による給付の対象となり、更生相談所の 判定などで必要が認められると、本人の状態に応じた補聴器が現物給付され ます。

芝議員お尋ねの障害者認定に該当しない方への補聴器購入費助成につきましては、単に御本人や御家族からの日常会話が聞こえにくいからとの申し出だけでは補聴器の必要性は判断できず、医師など専門機関による聴力レベルの測定値や補聴器の必要性、使用に伴う効果などの意見を求め、それに基づいて判定する必要がございます。

介護予防、高齢者の引きこもりの観点からも、対策の一つとしては有効とは考えますが、補助対象者の条件設定をどの程度にするのか、補聴器の価格帯は3万円から30万円を超えるものまであり、器種、機能も用途や御本人の状態に応じて多数ある中で、補助額の設定をどの程度にするのか、器種選定についても専門的な判断が必要なのかどうかなど、明確な基準が必要と考えます。

また、障害者総合支援法による給付との釣り合いも検討が必要なことから、 町単独での実施よりも、奈良県下同一の補助基準の中で、県事業での実施が よいかと考えます。県に対しましては要望を上げながら、また、今後の状況 を見ながら、これに準じて検討してまいりたいと考えます。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 加齢に伴う難聴によりまして、日常生活等々、引きこも り等の要因としては考えられるということで、町長もその辺をお述べになり ました。いずれにしても、判定基準、判断基準がいろいろあるから、県での 一つの基準がええのと違うかと、こういうことでした。

現在、障害者総合支援法で取り組んでいる、その大本は国の基準の取り組みになりますので、そもそもそこが緩和されていくことが一番のもとになると思いますが、そうした国に対しての求め、自治体として実情をつぶさに掌握した上で、制度そのものを改善していく、この辺について取り組みは、町長はいかにお考えになりますか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 議員お述べのとおり、大本が障害者総合支援法による基準でございますので、先ほども申し上げましたとおり、介護予防や高齢者の引きこもりの観点からも対策の一つとしては有効と考えておりますので、国に対しても状況を報告していき、改善を求めていくのも一つの方法であるのかなとは考えております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。

12番議員 (芝 和也君) 一つの方法ということでありますが、町長自身、その必要性、有効性については認識しておられますし、そういう点では、国の取り

組みとしてそこが緩和されてくると、それは大いに功を奏するもの、役に立つものというふうにお考えのことと存じますので、その点、自ら独自策の川西町としての取り組みとは別に、県なり国なり、きちんとしたそういう機関での取り組みという形で町としても位置づけて、方法の一つというよりは、もっと能動的にしっかり働きかけていくべきものと存じますが、そこら辺の意向、意欲、意思はいかがでありますか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 補助金、交付金の支出につきましては、先ほども述べましたように、基準がしっかりしていないといけませんので、現在は障害者認定が必要ということでございますので、この基準を町独自で変えることはないかと思います。

ただ、先ほどからも申し上げていますとおり、今後の高齢者への対応としては有効かと存じますので、国ないし県のほうである程度基準を設けていただき、それに準じて対応することが必要だと思っておりますので、まずは御高齢者の皆様方の状況について基礎自治体として、状況をしっかりと報告していく、話をしていくことが大事なのかなと考えております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。

12番議員 (芝 和也君) しっかり働きかけていきたい、こういうことかと思いますが、ぜひそこは積極的にお願いしたいというふうに存じます。

そこで、別に私は、6級以上になっている、その基準を変えよという話を しているわけではありませんが、先ほども町長の御答弁にも若干ありました けれども、6級以上、70デシベル以上ということですけど、これ、実際に は大体どういう状況なのか、どのぐらい聞こえへんのかというのは、担当で もいいですけど、状況はわかりますでしょうか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) この状況というのは、一般的な日常での通常会話が聞き 取りにくい状況というのは理解しておるんですけれども、正確な基準につい ては現時点では把握しておりませんので、申しわけございませんが、後ほど 御連絡させていただきたいと思います。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也。

12番議員(芝 和也君) 日常会話が聞き取れない、そういうふうな。実際どれぐらいかと、お医者さんとか、障害者認定のたびに診断を受けられるときにでも言うてはるのは、大体三、四十センチ離れてて日常会話が聞こえない程度ですので、私の位置からしますと、周りにおられる議員さんの位置で普通に会話してる声が聞こえへんというのが 6 級ということになるようであります。日常会話に支障を来すというのがその手前で、これが一般的に日常会話に支障を来してきて、「ぼちぼち耳聞こえんようになってきたな」から始まっ

て、難聴というレベルになるんですけれども、先ほど町長から説明いただい

ているように、6級というレベルが70デシベル以上ということなんですけど、世界保健機構(WHO)では、41デシベルから補聴器というのはつけたほうがええよということで、それは放置しておくと、さらにどんどんひどくなるし、認識できない音がだんだんと増えていくと。そういうことから、世界標準、世界保健機構では41デシベル以上はもう補聴器をつけたほうがええよということで推奨しているようであります。

このレベルというのは、障害者の認定の基準でいきますと、6級よりも手前ということになりますけれども、軽度の難聴でありますとか中等度の難聴ということがこのレベルに入ってきますが、こうした難聴が正常聴力の人よりも大体3割から4割、認知機能の低下が見られるというのが、現在一般的に耳鼻咽喉科等お医者さんの世界で認識されている状況になっているということであります。

ですから、先ほど最初の質問でも触れましたけれども、国の介護マニュアルでも、引きこもりの要因として、町長もおっしゃっていましたけれども、補聴器で聞こえるようにすることによってそれを防いでいくということでは有効だという判断になっているわけでありますので、私はここに手を差し伸べる妥当性というのは十分にあると考えます。今のままでいきますと、ここは制度ができるまでずっと手を差し伸べられないという話になりますので、この点について町長の考え方としていかがでありますか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) いわゆる聴覚障害の基準というのは、国のほうで、恐らく厚生労働省のほうで明確な基準、現在では70デシベル以上の者を6級として認定しておるわけでございます。あと、国のほうでどのように基準を持っていくかによって変わってくると思いますけれども、現状変わらないのであれば、残念ながらといいますか、町ではそれ以外の基準としては設けられませんので、やむを得ないのかなと考えておる次第でございます。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 手を差し伸べるか否か。町としては、その手前におられる皆さん、現在、身体障害者として補聴器の取得は本人さん1割負担でいけますけれども、そのレベルが70デシベルなので、その手前の基準は町としてはなかなか設けることができないということでありますが、お医者さんにしっかり診てもらって―補聴器というのは医療機器でありますので、そもそもお医者さんに診てもらってつけていくというものにもなりますが、これが健康保険の適用には至りません。ところが、医療機器ですので、確定申告のときの所得からの控除、医療費控除の適用は現在受けているということでありますので、大体30万円ぐらいの器械を買った場合としたら、そこから10万円引いて、残りの20万円の税率が大体10%、所得が普通の人ですと、2万円ぐらいの控除が受けられると、そういう範疇にとどまっているわけで

す。

町長が今、私とのやり取りの中で言われているように、障害者としての範疇での現在の日本の制度であり、町長のお答えも、基本そこに主眼を置いたお答えであるというふうに思っています。問題は、医療機器というところが一つの目のつけどころだと私は思うんです。欧米諸国、ヨーロッパ、アメリカなどと日本人と比べますと、難聴者率といいますのか、難聴の人の割合というのは、同じ人間ですから、ほとんど変わりはありません。大体難聴率は世界中どこでも10%前後であるようであります。

ところが、補聴器の使用率なんですけれども、これが、ヨーロッパのイギリス、ドイツ、フランスやアメリカ等々で見てみますと、イギリスが42%、ドイツが34%、フランス34%、アメリカ30%と、大体30%から40%、耳が聞こえにくくなった人の3割から4割ぐらいはつけておられるんですけれども、日本の場合は13.5%というのが現在の状況のようでありますので、極端に使用率が低いということであります。そこが医療の範疇で補聴器ということで手を差し伸べているのか、障害者というカテゴリーで手を差し伸べているのかというのとの大きな違いになってくると思います。

結果、町長も言うてはりますように、有効に働くすべ、引きこもりや鬱、そういった問題、また認知機能の低下、そういうことに対して、耳が聞こえにくいのを聞こえるようにしておくことによって、コミュニケーションもとれるし、そういった症状が進まない、有効に働く、こういうことであります。ですから、それは、今そこに手を差し伸べることによって、介護保険の給付の中にも当然影響してきますし、介護保険の給付が少なければ、事業計画全体の量もその分が少なくなって、保険料にも反映してくるという話にもつながります。

そういった福祉や医療の面で、達者で元気で長生きしていただく、そういう取り組みをこの間るるしてきているわけでありますので、そういう意味合いでも医療という範疇で捉えて、現に全国の市町村の中には個々に手を差し伸べてやっているという状況にあるわけですので、そこら辺は大いに勉強し、先進例にも倣い、手を差し伸べるべきではないかと思いますが、その判断、考え方を町長はいかに置かれますか。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町

長(竹村匡正君) 今、芝議員から、障害の範疇ではなくて医療の範疇、カテゴリーで捉え直して、補聴器の補助・助成ができないかという意味合いでるる述べられたと思うんですけれども、やはり聴覚というのはそれぞれ個人のレベルで、同じ状態でも聞こえると捉える方もいらっしゃれば、聞こえないと捉える方もいらっしゃって、なかなか基準を設けるということが難しいと思っております。WHOで提唱されている41デシベルというのが一つの基準だというお話ではございますが、現在日本の国のほうでは、障害として認定した方に対して補聴器の補助をするということでございますので、まず

は国の基準に倣っていきたいと考えております。

それ以外の医療の範疇でということでございますが、これについては、先ほどから申しておりますとおり、地域の実情としてそういう声があるのかどうかをしっかりと踏まえながら、基礎自治体として県や国に状況を報告していき、最終的に陳情するのかどうかは別として、状況を報告していくことが大事なのかなと考えておる次第でございます。

以上です。

- 議 長(伊藤彰夫君) 芝議員。
- 12番議員 (芝 和也君) 陳情も含め、やっぱり国に対してしっかり声を上げていっていただきたいというふうに思います。

現在、高齢者一般には障害者の6級以上でないと捕捉してもらえないとい うことになっているんですけれども、18歳未満児に対しては、6級の手前 の皆さん、30デシベルから40デシベル、50デシベル、60デシベル、 この間の皆さん、軽度の難聴者、それから中等度の難聴者、ここをカバーす る取り組みは、既に県の制度として奈良県が実施していますので、本町住民 の皆さんもその対象にはなっています。ここはカバーしているということで あります。これは、器種を決めて、その3分の2の基準ということで、一つ の基準は基準なんですけれども、ここで県が、先ほどから言っている障害者 の部分で捕捉できない子どもさんに対して、きちんと授業も受けられる、耳 の聞こえにくい状態をなくすということで手を差し伸べている。これは自治 体の一つのあるべき姿だと思いますし、全国ほとんどの自治体でこうした取 り組みが県レベルでは実施されているところも多いです。市町村レベルでの 取り組みということで探しますと、まだまだ少ないですけれども、これが基 準機器の3分の2の補助をしているということは、町が同じように3分の2 補助をすれば、障害者全体で言えば1割負担、9割が補助の対象になります から、それに近い部分がカバーできるという取り組みにもなると思います。

18歳未満児ではこうした取り組みも見られるわけですから、これを一般の方を含め高齢者全体に対しても、こういった障害者の枠を越えて、その手前の聞こえにくい皆さんに対して手だてを既に打っているという取り組みから見ても、これは自治体としても大いに取り組んでいくべき範疇の中に入ってくると思います。

そこら辺、独自策の構築も含めて、子どもさんの部分のカバーも含め、一般の方もこれに倣いながら制度の実施を求めて、それが実施されるまでの間も常にカバーできるという体制をつくっていくことを改めて求めて、質問を終わります。

最後、この点についてお聞かせください。

- 議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。
- 町 長(竹村匡正君) 先ほど議員がお述べになられたとおり、県のほうで18 歳未満の子どもについて県の制度として補助しているということでございま

すが、恐らく補助の目的というものが一般の方とは違って、教育的な目的と かいうような、しっかり教育を受けるために必要であるというように、また 意図・目的が違ってきておると考えております。

今おっしゃったとおり、子どもに対してもそういうような対応をしておる ということでもございますので、また一度県のほうにも状況について確認し ていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (伊藤彰夫君) これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計 決算についてより、議案第43号、川西町道路線の認定についてまでの認定 案3件、議案10件について一括議題といたします。

去る9日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑 に入ります。

総括質疑通告により、12番 芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝和也です。それでは、30年度の一般会計、 それから特別会計で国保と介護保険、この3分野でお尋ねをいたします。

まず、一般会計ですが、放課後児童対策費において、先ほど堀議員の一般質問の中でも、また今後この分野でのやり取りを進めていくというお話でもありましたが、定員オーバーの解消に向けた取り組みは、これまでも既にされてきていると思います。場所の問題ですとかスタッフ確保の問題、こういったことがあると思うんですけれども、その辺の方向性、今後どうなのかということと、それらをもとにして、全学年での受け入れ実施の見通しについてお示しいただきたいと思います。

それから、清掃総務費についてであります。

ごみの資源化の取り組みが積年実施されてきているところであります。ここで新たに清掃工場が新設されていくことからも、回収の品目が変わっていくことにもなります。その中で、これまでは古紙などの回収は町の回収には乗せていませんでしたけれども、これも町の回収に乗せていくということに変わっていく過程にありますが、従前は、この分野は専ら回収団体の活動に委ねてきたという側面もありました。

そこで、資源回収団体の活動の支援も兼ねて、この辺、回収団体への単価 引き上げの有無についての考え方をお示しいただきたいと思います。

それから、国保についてであります。

国民健康保険料負担の軽減策の構築に向けまして、これまで住民税非課税者への賦課の問題等々、仕組み上の問題点について町長とは議論を重ねてきているところでありますが、受益者負担との関係もあって、保険である以上は応分の負担やむなしということであります。

そこで、少なくとも子どもさんに対する均等割の賦課の廃止について重ね

てお尋ねをするところであります。

これは、本町の子育で支援策、きょうも同僚議員等々からも一般質問を通じて支援策の取り組みについての質問がなされていますけれども、そういった子育で支援策の取り組みとも、国保における子どもさんに対して均等割が1人当たり何ぼというぐあいに、子どもが増えれば増えただけ、多子世帯になればなるほど負担が膨らむというのは、普通、子育で支援策は、多子世帯の皆さんほど、その支援の手がしっかりと受けられるという取り組みになって、本町の各種取り組みが実施されていますけれども、それとは真逆の取り組みという形になってきているのが実情であります。この辺は、自治体施策として子育で支援策とも大きな矛盾が生じる問題であるというふうに思います。

この点、整合性からしてどうお考えになるか、まずはお尋ねをいたします。それから、介護保険についてですけれども、これは、サービスのニーズをつかんで、3年に一度ずつ事業計画を出して、それに基づいて保険料等の設定がなされていくということになりますけれども、つくった事業計画の実施については、サービス提供業者の進出を待つということになりますと、せっかく事業計画を立てておいても、その業者が出てこんかったら、それが給付できない、こういう形になってきているところであります。

その辺、30年度、当該年度ではグループホームの募集をかけましたけれども、手が挙がることがありませんでして、現在進行中ということになっていますけれども、今の進行中の状況も含めて、7期の事業計画全体からしますと、そういったサービスの提供体制の見通しがどのようになってきているのか、計画の進捗についてお示しいただきたいと思います。

それから、介護保険の保険料負担の関係でありますが、事業計画見直しのたびに保険料が膨らんでくるというのは、介護保険会計の仕組み上の一つの大きな特徴でありますが、これが確実にそのまま膨らんでいくということになりますと、やがて負担能力を超えた保険料負担、賦課も生じるということにもなりますし、この辺、この膨らむ仕組み、その傾向を現在どのように捉えておられるのか、また、その対応に向けた手だて、何か取り組みを考えておられるのか、この辺についてお尋ねをいたします。

以上です。よろしくお願いします。

議 長(伊藤彰夫君) 吉岡課長。

健康福祉課長(吉岡秀樹君) それでは、私から、芝議員お尋ねの一般会計、放課 後児童対策費についての御質問にお答えいたします。

放課後児童対策費についてですが、川西町の学童保育の受け入れ状況は、 高学年の児童については一部お断りしているのが現状でございます。このこ とは、厚生労働省が策定した放課後児童クラブ運営指針により、平成27年 度から受け入れ対象児童が3年生までのところを6年生までに拡充されたこ とや、ニーズの上昇が想像以上であることなどが原因と考えています。 今までも定員の増加や長期休暇枠の創設、運営時間の延長など、学童保育 児童の受け入れの改善につきましては積極的に取り組んできており、小学 4 年生までと何らかの障害のある児童については全て受け入れております。

定員オーバーの解消に向けた具体的手だてといたしましては、まず、場所は川西小学校の余裕教室の活用に向けて、教育委員会を通して川西小学校との協議で大筋の同意をいただけています。

次に、スタッフの確保といたしましては、学童保育の委託先である飛鳥学院に放課後児童支援員の確保をお願いしているところですが、今現在、困難な状況になっております。また、町といたしましては、町ホームページ、町広報や、県への相談、また他市町村の情報収集、個別の依頼など、いろいろな手段を模索していますが、現在、人員の確保ができていないのが現状です。引き続き、待機児童解消に向け、さまざまな方法を検討しながら取り組みを進めていきます。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 大西課長。

住民保険課長(大西成弘君) 私からは、清掃総務費と国民健康保険特別会計についてお答えいたします。

まず、清掃総務費についてお答えいたします。

令和2年4月から、資源ごみの分別に新聞、雑誌、紙パック、古着、小型家電を追加する方向で検討しています。今回の分別開始は、議員も御存じのとおり、10市町村で協議を進めている新ごみ処理施設へのごみ搬入方法について、構成する市町村で統一する内容となっています。

町としても、この分別開始により、自治会や子ども会などが実施しておられる資源回収の回収量に影響がないか、町として懸念している状況でございます。そのため、新たに分別開始をする際には、地域の資源回収団体様の回収内容などを含め、広報誌などで周知を図っていきたいと考えております。

また、助成単価の改正については、現段階で変更する予定はございません。 今後の資源ごみの回収単価の動向や近隣市町村の状況、分別開始後の助成状 況を注視しながら検討していくべき研究課題であると認識しております。

次に、国民健康保険特別会計についてお答えいたします。

以前からも御説明しておりますが、芝議員も御存じのとおり、奈良県では、令和6年に保険料水準を県内で統一することを目指して、県内市町村の全ての首長の同意を得て取り組んでいるところです。保険料賦課の基準やルールにつきましては、保険料の統一を図る上で重要な要件となります。本来、医療保険制度の趣旨から考えると、加入者である被保険者の方が公費負担を除く費用額を負担することが大前提であります。子どもがいる世帯であることのみをもって町独自の判断で一律に減免などを行うことは、他の加入者に一定の負担を強いることになることから、各市町村が単独で実施をするような性質のものではなく、県内の市町村同時実施、あるいは国が制度改正を行っ

た上で、全国一斉に実施する取り組みであると認識しております。

また、子育て支援の施策とは、負担の公平性から考えましても、切り離して検討する内容であると考えております。

私からは以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 岡田課長。

長寿介護課長(岡田充弘君) 続きまして、介護保険特別会計についてお答えさせ ていただきます。

まず1つ目、第7期介護保険事業計画に係ります施設整備の進捗でありますが、今期では、地域密着型サービス事業所の整備を盛り込んでおります。今年度8月に再度募集をいたしましたところ、2つの事業者について、事業の継続性や運営体制、経営状況など、事業者としての適性などを選定委員会で審査いたしまして、整備計画を超えない範囲で事業所の候補者として選定をしてまいります。その後、介護保険運営協議会に諮りまして、本年11月中には選定結果の公表、事業所が決定いたしますと、事業所の整備が始まり、第7期計画の終了であります令和2年度末までには開設、事業開始となるよう進めてまいります。

次に、介護保険料の上昇傾向に対する対応についてでございますが、平成12年度の制度施行以来、介護保険料は事業計画の見直しのたびに上昇を続けまして、第1期全体の年間保険料から比較しますと、現在の7期の年間保険料はおよそ2.7倍の6万200円となっております。今後も要介護認定者などの増加に伴い、サービスの利用者も増加していく傾向の中で、サービスが充実し、利用も多様化すれば、サービス費用の一部を補う保険料も、現行制度上では上昇していくものと予想いたします。

町といたしましては、今後も介護保険の現行制度の中で、さらに介護予防や生きがいづくりに取り組むこと、また、保険給付費の適正化に努めまして、保険料の上昇の抑制につなげていきたいと考えております。そのためには、関係部署や関係機関、または住民の皆さんとも連携をとりまして、高齢になっても長く健康で元気に暮らすことができる仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 芝議員。

12番議員(芝 和也君) まず、一般会計でお尋ねをいたします。

放課後児童対策ですけれども、高学年、6年生まできちんと受け入れるように、場所については大筋見通しがついている、あとは人手、スタッフの問題ということでありました。当然、飛鳥学院さんにもその確保をお願いしながら、町としてもスタッフの確保に力を注いでいるということだったんですけれども、いずれにしても実施主体は川西町ということになりますし、当初この放課後児童対策、学童の取り組みを始めたときも、町で指導員さんの確

保に取り組み、そのときは保護者会が運営をされていた時代でしたけれども、そういうこともありますので、この辺、実施主体としてきちっと責任を持って定員オーバーについてその解消ができるように、スタッフの確保に向けても対処する、そういうことで取り組んでいってしかるべきと思います。

その辺、今年度中の取り組みとしてしっかり確保策をして、次年度の放課後児童対策では、応募してきはったら、待機児童が発生しないという状態で運営していけるように、利用状況とか見通しとか、その辺は上昇傾向にあるということはもう既に手のひらに乗せてはるようですので、それに対応できる策をしっかりと準備していくということを改めて求めるところでありますが、町長の取り組みについての姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

それから、清掃総務費の資源回収についてでありますが、回収量の影響は 懸念しているということでありました。極力資源回収団体に出してもらえる ように、その活動に影響が出やんように、町としても住民全体には周知して いきたいということであったかと思います。いずれにしても、一つはごみは 出しやすい方法で出さはりますので、資源ごみにせよ、焼却ごみにせよ、不 燃ごみにせよ、それぞれの方が現在の出し方の中で出しやすい取り組みをし はりますので、それは一方できちんと出しやすい取り組みということで充実 は必要ですけれども、資源回収団体への取り組みで言いますと、基本的には 税金で処理をしているということになるんですけれども、可燃ごみの有料化 を始めてからは、ごみ袋をつくって、それを売ったお金の差額というのが確 実に発生してきているということになります。ですから、焼却に係る費用全 体から言うと全然カバーできる範囲にはなりませんけれども、今までは全額 税金でやっていたと。それを可燃袋の有料化を始めたことによって一部負担 が住民の皆さんにも生じ、同時に町としても、それはつくり代とごみ袋を売 ったお金とで言いますと、経費を除いても差額が出て、収入増ということに なっているわけであります。

資源回収団体は、助成額が毎年大体150万円前後で、ごみ袋代の歳入増になっているのは大体300万円前後ということになりますから、資源回収団体へ助成している額に比べますと、2倍以上収入増という形でも出てきているわけです。有料化実施時の議会のやり取りでも、これの歳入に関しては、やっぱり何らかの形で資源回収団体等、そういうところにも働きかけられるように、その結果がお返しできるようにしていきたいというふうなことも議論していたところですので、その辺、取り組みとしては回収団体としてしっかり頑張りがいがあるという方向に実を結ぶように、そうした手だてについて町としては実施に取り組むべきではないかと考えますが、その辺について重ねて意向をお伺いいたします。

あと、国保ですけれども、これは子育て支援策とは分けて考えなあかんと、 こういうことやったかというふうに思います。いずれにしても、町長も子育 て支援策に一定力を入れて取り組んでおられます。多子世帯として子どもさ んが増えていくことは喜ばしい話でありますから、それはそれで、子育て支援策はしっかりそこに対して手だてを打っていくという関係にありますけれども、国保で言えば、それが全く逆に働いてしまうということであります。

ですから、これはなかなか町独自でできないということなので、国・県がやるべきという意見も常々聞いているところでありますが、それならそれで、国・県に対してこの取り組みをしっかりせえということを、陳情も含めて、きちんとした取り組みで実を結ぶまで力を入れていくということも必要でありますし、同時に、県下みんながやればできるという考えで来てはるわけでありますので、それでいくならば、首長さんの中でもしっかりとその辺を働きかけて、県単位化になったことやから、県みんなでやろうよということで、その音頭取りもしっかり果たしていくというのも一方で取り組むべき話ではないかと思います。

独自の手だてということとあわせて、その辺、独自の手だてでなく全体でというのやったら全体の中での取り組み、その辺についての町長の姿勢をお示しいただきたいと思います。

それから、介護保険についてでありますが、これはルール上のことですので、事業計画を立てて、その事業に見合う保険料ということになりますので、事業計画見直しのたびに全体数、介護保険の加入者の分母が増えていきますと、必然的に給付も増えていくという性質は避けられませんので、対象の人口が増えつづける限りは、事業計画見直しのときに保険料もどうしても膨らんでしまうという話やったかと思います。

その手だてについては、元気で、達者で長生きしてもらえる人をしっかりつくっていくようなことに力を入れていって、介護保険の利用、給付を受けずに元気で達者でというところにしっかり力を注いで抑制策としてやってきたという話やったんですけれども、それは大変大事な取り組みですから、それをやりながらも、現状としてもやっていますけれども、やっぱり増えてくるという関係にあるわけですので、ここはやがて負担能力を超えた場合の問題というのは、遅かれ早かれ必ず起こってくる問題やと思いますが、そこについてきちんとした対処、対応の仕方を考えんことには手は尽くせないというふうに思うんです。

ルール上、手だてがどうしてもとれないということなのか、ルールを精査し、しっかり見きわめれば、方法、すべはあるよということなのか、そこら辺も含めてきちんと見きわめた取り組みが必要やと思いますが、その点について再度お尋ねをいたします。

議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) まず、放課後児童対策について、スペースの問題につきましては、現在教育委員会とも協議して、学校とも大筋で合意いただいておりますけども、スタッフ確保の問題があると。それにつきまして、実施主体は町であるので、町としてどのように対応していくのかというような話であ

ったかと思います。

先ほど課長からも申し上げましたとおり、町といたしましても、町のホームページや広報などでお願いしたり、また、県に対しましても相談したりするなどして、各種手段を講じておる次第でございますので、引き続き委託先である飛鳥学院とも協議を重ねながら、スタッフ確保について、飛鳥学院と同様、対応してまいりたいと考えております。

また、次の清掃総務費につきましては、可燃ごみ袋の販売の差額があり、事業が始まった段階では回収団体にも充てていくべき協議をなされたというお話ではございますが、天理市との新たな清掃工場への委託をするに当たって、従来以上に分別がより細かくなり、数年前には瓶の回収袋も新たに無償で配布するということで創設した次第でございます。実績としては、トータルの販売額と製造額では差額が生じておりますが、新たな無償袋も取り組んだ結果、徐々に差額が減っている状況でございます。よく見ていただければ、予算上ではほとんどプラマイゼロというような状況でございまして、なかなか回収団体に対して単価の引き上げなどで補助額を上げるということもしんどいような状況になっておりますので、こちらについては、先ほど課長からも申し上げましたとおり、改定等については現段階では変更する予定はないということで御理解賜りたいなと思います。

次に、国民健康保険制度に関しましては、これも従来から申し上げておりますとおり、一義的には国のほうで制度改正、全体の制度を見直していくべきものだと考えておりますので、町独自で均等割、平等割について補助していく予定はございません。こちらについては、実情についてはしっかりと県のほう、また国のほうに報告していくべきですし、そうしていくつもりではございますが、引き続き国のほうの全体の制度改正について見守っていきたいと思っております。

また、介護保険についても同様でございます。介護保険料については、制度当初のおよそ2.7倍という形で保険料が上昇してきており、おっしゃっているとおり、賦課はされても払えないような事象が今後出てくる可能性も考えられると思いますが、こちらについても、現在、国の社会保障制度全体で改革を進めておるという国の状況でございますので、その状況について見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午前11時24分 散会)

議 事 日 程

総務建設経済委員会 厚 生 委 員 会

総務建設経済委員会議事日程

令和元年9月12日(木)9時00分開議

	eter . I . tata			9月12日(水) 9時	
日程第1	認定第1	, 平成30年	度川 西町	丁一般会計・特別会	計決算について
〈一般会計〉	>				
歳出	款 1 議会	費			P 37∼38
	款 2 総務	費			P 38∼53
	款 5 農商	工業費			$P 74\sim79$
	款 6 土木	費			P 79~87
	款 7 消防	費			P $87 \sim 90$
	款 8 教育	費			P 90~111
	款 9 公債	費			P 111~112
	款10 諸支	出金			P 112
	款11 予備	費			P 113
歳入	上記関係歳	入			P 10∼
〈住宅新築〉	資金等貸付事	業特別会計>			P 186~192
日程第2	認定第2号	平成30年度川西	5町水道	事業会計決算につい	ハて
日程第3	認定第3号	平成30年度川西	5町下水	道事業会計決算に	ついて
日程第4	議案第34号	令和元年度(平	成31年月	度)川西町一般会計	浦正予算について
歳出	款 2 総務	費	項 1	総務管理費	P 9
	款 5 農商	工業費	項 2	商工費	P 10
	款 6 土木	費	項 1	土木管理費	P 10
			項 3	都市計画費	P 11
			項 4	住宅費	P 11
	款 8 教育	費	項 2	小学校費	P 11
			項 6	社会教育費	P 11
歳入	上記関係歳	入			P 6∼
日程第5	議案第36号	川西町会計年原	医任用職	員の給与及び費用	弁償に関する条例
		の制定について			
日程第6	議案第37号	地方公務員法及	及び地方	自治法の一部を改り	正する法律の施行
		に伴う関係条例	前の整備	に関する条例の制力	定について
日程第7	議案第39号	川西町税条例等	等の一部	を改正する条例の-	一部改正について
日程第8	議案第40号	川西町立幼稚園	園利用料	等徴収条例の全部は	改正について
日程第9	議案第42号	川西町水道事業		例の一部改正につい	ハて

閉会12時9分

日程第10 議案第43号 川西町道路線の認定について

出席委員

委員長 安井 知子 副委員長 福山 臣尾

委 員 芝 和也 委 員

委 員 伊藤 彰夫 委 員 松井 宏至

議 長 松村 定則

説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正

副町長 森田 政美

総務担当理事 西村 俊哉

総務課長 石田 知孝

総合政策課長 喜多 勲

税務課長 西川 直明

債権管理課長 "

事業課長 山口 尚亮

教 育 長 山嶋 健司

教委事務局長 奥 隆至

事務局主幹 深澤 達彦

会計管理者 福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長 中川 辰也

欠席委員及び職員

委 員 中嶋 正澄

厚生委員会議事日程

令和元年9月13日(金)9時00分開議

日程第1 認定第1号 平成30年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出 款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費 P 49~51

款 3 民生費 P 53~68

款 4 衛生費 P 69~74

款 5 農商工業費 項 2 商工費 目 1 商工総務費 P 78

歳入 上記関係歳入 P 15

〈国民健康保険特別会計〉 P 118~143

〈後期高齢者医療特別会計〉 P 144~156

〈介護保険事業勘定特別会計〉 P 157~185

日程第2 議案第34号 令和元年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費 P 9

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 P 10

項 2 児童福祉費 P 10

歳入 上記関係歳入 P6~

日程第3 議案第35号 令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特

別会計補正予算について

日程第4 議案第38号 川西町印鑑条例の一部改正について

日程第5 議案第41号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい

T

閉会9時55分

出席委員

委員長 寺澤 秀和 副委員長 弓仲 利博

委 員 石田 三郎 委 員 福西 広理

委員 松村 定則 委員 堀 格

議 長 伊藤 彰夫

説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正

副町長 森田 政美

総務担当理事 西村 俊哉

総務課長 石田 知孝

住民保険課長 大西 成弘

健康福祉課長 吉岡 秀樹

長寿介護課長 岡田 充弘

会計管理者 福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長 中川 辰也

欠席委員及び職員

令和元年川西町議会第3回定例会会議録

(第3号)

令和元年9月20日

令和元年川西町議会第3回定例会会議録 (再 開)

招集年月日	令和元年9月20日					
招集の場所	川西町役場議場					
開会	令和元年9月20日 午前10時 宣告					
出席議員	1番 松井 宏至 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾					
	4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子					
	7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎					
	10番 寺澤 秀和 12番 芝 和也					
欠席議員	11番 中嶋 正澄					
地方自治法第	町 長 竹村 匡正 副町長 森田 政美					
121条の 規定	教育長 山嶋 健司 総務担当理事 西村 俊哉					
により説明の	教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治					
ため出席した	総合政策課長 喜多 勲					
者の職氏名	税務課長 西川 直明 事業課長 山口 尚亮					
	健康福祉課長 吉岡 秀樹 住民保険課長 大西 成弘					
	長寿介護課長 岡田 充浩					
	監査委員 出席なし					
本会議に職務	議会事務局長 中川 辰也					
のため出席し	モニター係 奥田 好志					
た者の職氏名						
本日の会議に	別紙議事日程に同じ					
付した事件						
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した					
議員の氏名	5番 松村 定則 議員 6番 安井 知子 議員					

川西町議会第3回定例会(議事日程)

令和元年9月20日(金)午前10時00分再開

日程	議案番号	件 名		
第1		委員長報告 認定第1号~認定第3号 議案第34号 ~ 議案第43号		
		質疑•討論		
		採決		
	(追加日程)			
第2	議案第44号	川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負契約の締結について		
第3	議案第45号	川西町ふれあいセンター避難所対策整備工事請負契約の締結について		
第4	発議第6号	大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について		
第5	発議第7号	大和川流域における治水事業の促進を求める意見書について		

(午前10時00分 再開)

議 長(伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。

これより令和元年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、11番中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は 成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

お諮りいたします。

去る9日の定例会において上程されました日程第4、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第16、議案第43号、川西町道路線の認定についてまでの認定案3件、議案10件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順 次委員長の報告を求めます。

総務·建設経済委員長、安井知子君。

総務・建設経済委員長(安井知子君) おはようございます。議長の御指名をいた だきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をい たします。

当委員会は、令和元年9月12日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、決算の状況につきまして、認定第1号、平成30年度一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、「平成30年度決算を含め、近年の財政状況は良好な状態で推移しているものと思われるが、駅前整備及び工業ゾーン整備の両事業を進める中で、今後の財務状況の見通しは、財源を含めどのようなものか」との質問があり、当局より、「2つの大きな事業を進めていくことで、今後の財政運営に影響するのは、公債費負担の推移であると考えている。30年度決算では約4億円ほどであったが、今後は四、五千万円ほど増加し、その状況が当面継続するものと見込んでいる。このことに対応する財源としては、減債基金が約16億円の残高があり、これを財源として活用していくものと考えている。財政状況全般については、人件費その他の経費も安定して継続するものと見ており、税収等に大きな変化がない限り、おおむね良好な状況で推移できるものと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「町の電気代については、環境に配慮した取り組みを 行いながら毎年入札をしているが、その効果について、また、今後において も環境に配慮した取り組みに力を入れて行くという方向性でよいか」との質 問があり、当局より、「入札を行うことで電気代は安価になっているが、環 境に配慮した入札ということでは、入札参加者が少数となっている状況である。町としては、今後も電力入札が継続できる範囲で、環境にできる限り配慮した取り組みをしていきたいと考える」との回答がありました。

次に、委員より、「屋根貸し事業については、以前、景観とのバランスで、全ての屋根で行うのではなく、許容範囲内で行うとのことであったが、災害時に対応するなど、今後のために電気容量を増やすための屋根貸し事業を広げていこうという考えはないのか」との質問があり、当局より、「役場庁舎並びに文化会館は、景観上、設置していない状況である。本町の公共施設については、設置するスペースもなく、現状維持と考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「生駒市は電気会社の協力を得て、行政が電気事業を行い、市民に供給しているとのこと。町としてはそのような考えはないのか」との質問があり、当局より、「生駒市の取り組みには大いに共鳴するところであるが、一方で、通常料金より高いという記事を目にしたところである。まずは今後の状況を見極めてまいりたいたいと考える」との回答がありました。

次に、委員より、「ふるさと納税の基金への積み立てについて、また、寄 附額を見込んだ取り組みはつくられているのか」との質問があり、当局より、 「経費を差し引いて積み立てている。寄附金を見込んでの取り組みはつくら れていないが、いただいた寄附金については、小学生の制服無償給付などに 充てている」との回答がありました。

続いて、委員より、「まちづくり基金への積立については、駅前整備及び工業ゾーン事業への財源対応で、その他行政事業に極力影響が出ないためにするものと考えてよいか」との質問があり、当局より、「工業ゾーン創出事業での見込まれる採算ベースも考慮した上での当該事業の財源となるまちづくり基金を積み増し、これに備えるものである」との回答がありました。

続いて、委員より、「これらの基金を、社会保障などにも活用できないのか」との質問があり、当局より、「現計予算ベースでも58億円の規模になっている状況なので、当面は駅前と工業ゾーンの2大事業に注力したい。社会保障については、国の制度に沿ったもので対応していきたいと考えている。また、個人の負担能力についての議論もあるところではあるが、本来、社会保障については国が制度設計すべきものと考える」との回答がありました。

また、委員より、「農業振興ゾーンの農業政策としての位置づけ及び町の方針について」との質問があり、当局より、「奈良県が農業振興ゾーンを計画されたのは、水稲栽培では収益が上がってこないため、農業振興ゾーンで収益になる作物を栽培し、県の支援を活用して農業転換を図っていく目的である。また、工業ゾーン創出に伴う本町で必要な農地面積の確保及び今後の農業政策の活性化、新規農業者等の担い手への集落営農を図り、農業振興ゾーンとして農業政策を推進する」との回答がありました。

次に、委員より、「大和川右岸の下永地域を農業振興ゾーンに指定された 理由について」との質問があり、当局より、「当地域は優良農地環境にあり、 浸水被害が少ない地域であるため」との回答がありました。

続いて、委員より、「農業振興ゾーンを指定する場合、対象地域の所有者の意見、対象地域に隣接する農地所有者の意見聴取は実施したか」との質問があり、当局より、「対象地域の自治会、農家組合、水利組合、地権者の意見を聞いて、同意を得て指定させていただいた。対象地域に隣接する地権者には説明していない」との回答がありました。

次に、委員より、「新規就農者や担い手に対する農業政策奨励金等の検討、新規就農者への支援等について」との質問があり、当局より、「農業政策に関する奨励金は、現在のところ存在しない。新規就農者には、農業次世代人材投資事業があり、就農に必要な技術を習得するため研修を受ける準備型、農業経営に関する経営開始型の交付金の活用方法がある。また、農地所有者及び農業従事者のニーズを把握するとともに、国の制度等を活用提案し、農業政策を進めていく」との回答がありました。

続いて、委員より、「農業ができなくなった農地において、新規就農者や担い手等へつなぐ手だてについて」との質問があり、当局より、「農地中間管理機構により、農業ができなくなった農地所有者の農地と、農業を行いたい担い手とをマッチングし、農地を維持していく」との回答がありました。

次に、委員より、「農業振興ゾーンに指定された場合の支援について」と の質問があり、当局より、「水路整備や畦づくり等の事業に対するハード面 での支援である」との回答がありました。

次に、委員より、「当該対象地域は、道路及び水路の整備がされている。 これ以上の整備について」との質問があり、当局より、「農業用水の堰き止めに問題があるため、樋門整備の要望がある。また、野菜等の栽培を行う場合の水はけ対策の整備がある」との回答がありました。

次に、委員より、「町としての農業を活性化させていく具体的な農政に関する位置づけについて」との質問があり、当局より、「当該事業はパイロット的な事業であり、今後どう展開していくかは、成果を見ながら実施していく」との回答がありました。

次に、委員より、「本町以外の自治体で、当該事業を展開され、結果の出ている自治体について」との質問があり、当局より、「本町以外で田原本町と広陵町が事業に取り組んでいく。奈良県では、3町が初めての取り組みである」との回答がありました。

次に、委員より、「危険空き家にならない空き家についての補助制度について」との質問があり、当局より、「現在のところ、特定空き家及び危険空き家についての補助支援はある。しかし、軀体等に問題が無いため危険空き家にならない、また基準に満たない空き家については、補助支援等はない」との回答がありました。

次に、委員より、「基準に満たない空き家であっても、歩行者や周辺に影響を与える物件に対する考え方について」との質問があり、当局より、「そのような空き家については、利活用や売買等を検討していただきたい。放置することで周辺に危険を及ぼす空き家については、空家等協議会で審査いただき、補助金を投入してでも対応することになるが、基準に満たない空き家については、所有者で対応していただきたいと考える」との回答がありました。

次に、委員より、「町の取り組みの中で、リフォーム助成の取り組みがあれば、制度対応にならないで困っている状態についてもフォローできると考えるが、リフォーム助成的な構想について」質問があり、当局より、「現在のところ構想はない。基準を満たし、放置することで周辺に悪影響を与える空き家について対応していく」との回答がありました。

次に、委員より、「公営住宅家賃滞納原因について、一部の滞納者は当時収入申告がなされなかったため、近傍同種の家賃と同額の扱いとなり、滞納となっていると説明を受けているが、その理由について」との質問があり、当局より、「収入申告を促しても申告されなかったため、満額家賃となっている。これは、条例に定めている事項でもある」との回答がありました。

次に、委員より、「収入未申告であるような家賃滞納原因ならば、行政も把握しているため、対処方法があると思うが、このような場合の住宅家賃滞納に対する対処について」の質問があり、当局より、「滞納の発生原因については、議員のお述べの見方もあるが、未申告であったため、満額家賃が賦課されている。しかし、家賃を納入せず、数年間納入されなかったのには、満額家賃であるので滞納したということとは別の原因があるという見方もあると思う。未申告だから納入されなかったと一方的に言えないと考える。しかし、結果として滞納が発生しているので、納入いただけるよう対応していく」との回答がありました。

次に、委員より、「滞納原因を究明しないで、滞納額全額を徴収していく ことになるのか」との質問があり、当局より、「滞納している事実に対して、 徴収をお願いしていくことになる」との回答がありました。

また、委員より、「生活保護受給者が入院した場合、住宅扶助の支援があるため、住宅を明け渡さない場合が出てくるが」との質問があり、当局より、「入院された場合、住宅扶助は3カ月で停止され、扶助されない。住宅家賃においても、入院6カ月後から減免措置を適用している。また、住宅で生活できない場合には、明け渡しを指導している」との回答がありました。

次に、委員より、「近年の降雨量から考えると、本町においては河川の越水など事前の対策が必要と考えるが、その手だてについてどのように考えるか」との質問があり、当局より、「以前から県に対して、河川内の土砂の除去や木の伐採についてお願いしているところである。予算の都合や重要度による優先順位もあると聞いているが、引き続き本町の危険箇所について早急

な対応を陳情してまいりたいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「災害が多発する中、工業ゾーン整備事業などを踏まえて、川西町も復興に向けての手だてを備えておくべきであるが、町の方向としてはいかがなものか」との質問があり、当局から、「川西町は河川に囲まれた浸水被害が最も心配される地域であり、町としてはしっかりと復旧支援に取り組んでいくべきと考えており、具体的な支援について現在検討中である」との回答がありました。

続いて、委員より、「災害における避難所の対応として、台風や豪雨など 夏場に起きることが多く、熱中症など避難所の暑さ対策として、空調やポー タブル機器の整備などについて」との質問があり、当局より、「体育館以外 の施設には空調が設置されている。体育館アリーナの空調設置は、コストが 莫大となることが想定され、災害の発生率から対費用効果を考えると、空調 の整備は難しいと考える。しかし、中央体育館では、今年度、武道場におい て空調を整備することから、まずはそれで対応していきたいと考えている」 との回答がありました。

これに対して委員より、「人間の体温調節機能は、子どもや高齢者などは 未熟であったり衰えがあったりで機能しにくいため、より危険な状態になり やすいようである。避難所で2次被害とならないよう、他で起こっている災 害状況を教訓に、空調やポータブル機器の年次的な整備計画を策定するなど 対応策を検討していただきたい」との意見がありました。

次に、委員より、「防災については、防災課もしくは総務課内に防災を専門的にする部署の設置をお願いしたい。また、防災については、総務委員会で議論するのではなく、別の場を設置していただき、町の今後の対応などを討論していくことが大変重要と考えるので、前向きに考えていただきたい」との意見があり、当局より、「現在、防災については、消防署OBを主体に、助言などをいただきながら、総務課全体で対応しているところである。専門的に1人を追加というのは本町のような小さな役場では難しいと考えるため、現状の消防署OBを主体に、総務課職員、役場職員全体で対応していきたいと考える」との回答がありました。

また、委員より、「川西町は大きな災害が起こっていないため、認識度は低いが、河川が多く流れ、危険度がとても高い自治体であり、町が大きい、小さいという問題ではなく、防災士の資格を保有した専門的な職員を配置し、体制を整え、町が災害に対してしっかり取り組んでいくという気持ちを持っていただきたい」との質問があり、当局より、「本町に専門的な職員を置いても担当業務に余剰が発生すると考えられ、国の防災においても危機が起こった時に対応するということから、本町も総務課内に、専門ではなく、主として防災を担当する職員を置くという対応でまずは進めていきたいと考える」との回答がありました。

続いて、委員より、「式中入学生への制服支給について、町長との議論は

平行線であるが、組合構成町の首長同士の話し合いは既にあったのか」との質問があり、当局より、「組合構成町の首長同士の話し合いは、今のところない。話し合いのプロセスとしては、まず給食費の公会計化を最初に取り組みたいと考えている」との回答がありました。

更に委員より、「給食費の手だてとして、多子減免等の減免導入について」との質問があり、当局より、「まず、家計において子どもを優先して考えていただき、その中で材料費分のみとなっている給食費の負担をお願いしたい。この件については、子ども・子育て支援として総合的に取り組んでいきたいと考えている。また、給食費については、要保護、準要保護制度により対応もしているが、制度に乗るか乗らないかのぎりぎりの境目の子どもについては憂慮しているところでもある」との回答がありました。

以上が、一般会計についての質疑応答であります。

次に、平成30年度住宅新築資金等貸付金特別会計についての質疑でありますが、委員より、「住宅新築資金回収業務が町に移管され、資金回収業務に取り組むことになるが、少額返済等の対応について」との質問があり、当局から「来年4月より、住宅新築資金回収組合から再び町に移管されることになるが、平成17年に回収組合に移管した後に、回収組合の個別交渉記録や調査状況を町で調査する必要がある。調査した結果をもとに回収方針を立て、取り組んでいく」との回答がありました。

次に、委員より、「返済が滞っており、返済額に変動のない債権について、 説明する必要があると考える。現状の考えについて」との質問があり、当局 より、「現在、回収組合に回収を依頼している。来年4月に移管され、内容 を精査して判断したいと考える」との回答がありました。

また、委員より、「返済に変動のない債権は補助金制度を活用することになるが、補助金活用できない理由について」との質問があり、当局より、「債権の中に、行方不明の債権者があり、死亡が確認されない限り補助金制度の活用はできない債権がある。また、補助金申請に必要となる書類が不足しているため、補助金活用ができていない」との回答がありました。

続いて、委員より、「補助金制度の活用できない場合の債権の対応について」との質問があり、当局より、「補助金制度が活用できない場合、回収不能となり、不能欠損処理となる」との回答がありました。

これらを踏まえて、委員より、「新築資金回収組合から移管される際には、回収組合のこれまでの取り組み状況及び業務内容等を精査し、移管作業に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成30年度川西町水道事業会計決算について であります。 委員より、「平成30年度においては、県水100%で受水することとなったが、県水100%と自己水及び県水とで給水していたときを比較した収支状況について」との質問があり、当局より、「自己水6割、県水4割で給水していた平成28年度と、県水100%となった平成30年度を比較すると、不要となった浄水施設の運営費、動力費、委託料、薬品費等の経費が3,600万円、増加した受水費が約4,950万円であり、1,350万円の増となった。なお、これには職員の宿直手当及び施設修理費は含まず、宿直手当年間140万円を控除すると、約1,000万円の増額と思われる。また、県水100%受水することで、将来発生すると想定される老朽化施設の改修費用等が抑制されると考える」との回答がありました。

また、委員より、「県水受水費の負担増による料金への影響について」との質問があり、当局より、「収益的に利益が見込まれているため、料金への影響はないと考える」との回答がありました。

委員より、「有収率の低下の原因について」との質問があり、当局より、「平成30年度実施した配水管布設替工事による水道管内の濁り対応としての管内清掃及び水道管老朽化に伴う漏水等が原因である」との回答がありました。

委員より、「漏水は年次計画で実施する老朽管布設がえが終了すると漏水はなくなるのか。それとも、個々の家庭内での給水管でも漏水は起こっているのか」との質問があり、当局より、「家庭の給水管内でも漏水は起こっている」との回答がありました。

続いて、委員より、「磯城郡広域水道の民間参入について」との質問があり、当局より、「全てを委ねる民間参入は考えていない。以前、本町の水道業務を民間に委託していたため、業務委託の民間参入はあり得ると考える」との回答がありました。

更に、委員より、「奈良県水道一体化の現在の状況について」との質問があり、当局より、「令和8年度経営統合で進んでいたが、若干時期が早くなってきていると聞いている」との回答がありました。

次に、委員より、「奈良県水道一体化について、奈良県知事は民間参入はないと言われているが、各市町村長の意思統一及び方向性の共有について」との質問があり、当局より、「県一体化について、具体的な話等が各市町村長におりてきていない状況にある。統一化となると、各市町村で覚書等を締結していくこととなり、会議等も開催され、意見交換が行われると思われる。現時点では、はっきりした説明はない状況にある」との回答がありました。

次に、委員より、「水道料金の妥当性について」との質問があり、当局より、「人口減少の推移以上に水道収益の減少幅が大きい状況にある。今は収益があるが、この先、水道管の補修等を考えると、一時水道料金を引き下げても、すぐに引き上げをお願いすることになりかねないため、料金は据え置きたいと考える」との回答がありました。

次に、委員より、「水道事業の独立会計及び一般財源投入について」との質問があり、当局より、「水道事業は受益と負担を明確にする観点から、独立会計が望ましいと考える。一般財源を投入することで、収入が減り、負担が増える等の問題が見えにくくなる。独立会計にすることで、課題が発生したときに住民とともにどうしていくか考える必要がある」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第2号、平成30年度川西町水道事業会計 決算については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第3号、平成30年度川西町下水道事業会計決算についてであります。

委員より、「下水道事業の不明水問題の状況について」との質問があり、 当局より、「奈良県全体で不明水問題に取り組んでいる。各事業所等の井戸 水調査を実施、県職員による聞き取り調査が実施されている」との回答があ りました。

次に、委員より、「不明水は、奈良県下水道維持管理負担金に反映されているか」との質問があり、当局より、「流量計による負担でないため、維持管理負担金には反映されていない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第3号、平成30年度川西町下水道事業会 計決算については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第34号、令和元年度川西町一般会計補正予算について であります。

委員より、「コミュニティバスの利用者の微減状況について」との質問があり、当局より、「コミュニティバスの利用者は、平成28年度で8,532人、平成29年度で8,025人、平成30年度で7,867人となっており、減少傾向にある」との回答がありました。

また、委員より、「実施する調査の内容について」との質問があり、当局より、「高齢者の運転免許証の自主返納が叫ばれている社会情勢の中、増えるはずのコミュニティバスの利用者が微減している。このことから、高齢者が日常生活でどのような移動方法をとられているのかを調査・分析し、川西町に最適な地域公共交通の検討を行う調査になる」との回答がありました。

続いて、委員より、「デマンドタクシーのニーズについて」との質問があり、当局より、「デマンドタクシーのニーズも把握できるような調査も行いたい」との回答がありました。

次に、委員より、「企業バスや福祉施設の送迎車を活用することも一つの 案と考えられるが、調査結果によっては、これらの活用も考えるのか」との 質問があり、当局より、「それも含めて考えられる」との回答がありました。

続いて、委員より、「環境整備事業において、未登記地として放置されて きた原因について」との質問があり、当局より、「当時、境界確定等の立ち 会い時に、立ち会いに応じていただけなかったため、未登記地として残って いる」との回答がありました。

更に、委員より、「一定時間がたち、境界確定の立ち会いに応じていただけるようになったことに伴う登記事務委託であるか」との質問があり、当局より、「登記調査の結果をもとに、境界確定立ち会いを依頼したところ、立ち会いに応じていただいている土地の登記を実施する」との回答がありました。

また、委員より、「環境整備基金で当該事業が完了できる見込みであるか」 との質問があり、当局より、「完了できる見込みで事業に取り組む」との回 答がありました。

また、委員より、「基金の積み立てについては2大事業への対応と考えているが、これがなければ多方面に使える財源となるのか」との質問があり、当局より、「今、最も必要とされているのは、2大事業を進めていく上での財源対応である。したがって、今回は決算剰余を活用して、まちづくり基金の積み増しを行った。2大事業がなければ、多目的対応ができる財政調整基金や公債費対策となる減債基金への積み立てになるものと思う」との回答がありました。

次に、委員より、「駅前事業については予定より前倒しで用地取得するものであって、駅事業費の全体として約30億、おくやま前を除いて25億、別に東城で2億、総枠で大体約32億ということか。また、事業費が増えるリスクは何か」との質問があり、当局より、「全体事業費としては、仰せのとおりである。用地補償の算定や設計が完了していないので、その部分での増額要因は残っている」との回答がありました。

次に、委員より、「事業費が膨らんでいくことについて、部分的に工事の 廃止を行うのか」との質問があり、当局より、「事業が想定以上に膨らんだ 場合は、部分的な廃止は行わず、後年度に工事をずらしていく」との回答が ありました。

次に、委員より、「住宅費の財源更正については、一般財源より有利なものが発生したということか」との質問があり、当局より、「事業を進めていく上で、当初計算していた起債額より多くの起債を借りることができると判明したので、起債額を増加し、その分の一般財源を減額したものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第34号、令和元年度川西町一般会計補正 予算については、提案どおり承認いたしました。

続いて、議案第36号、川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第37号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、及び議案第39号、川西町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてですが、これらにつきましては、原案どおり承認されました。

次に、議案第40号、川西町立幼稚園利用料等徴収条例の全部改正につい

てであります。

委員より、「幼稚園利用料等無償化の影響について」との質問があり、当局より、「10月までの幼稚園利用料については、減免なしで6,300円、最大減免で0円となっている。また、利用料とは別に、バスを利用される方は1,300円、給食費については2,150円となっている。これが、10月以降の幼稚園利用料無償化後については、幼稚園利用料としては無償となる。また、バス代については1,300円の定額負担、給食費は低所得世帯において、副食費を免除し、主食費のみの負担となる見込みで調整しており、給食運営協議会及び教育委員会議での承認を得た上で決定していきたいと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第40号、川西町立幼稚園利用料等徴収条例の全部改正については、提案どおり承認されました。

続いて、議案第42号、川西町水道給水条例の一部改正についてであります。

委員より、「水道加入分担金の消費税を内税から外税にする理由について」 との質問があり、当局より、「近隣市町村の状況調査した結果及び磯城郡広 域化を見据えて、このたびの消費税見直しに合わせての改正をお願いするも のである」との回答がありました。

次に、委員より、「消費税が引き下げられた場合においては、消費税を内税にすることになるのか」との質問があり、当局より、「このたびの条例改正において税率はうたっていないため、内税対応にはならない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第42号、川西町水道給水条例の一部改正についてについては、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第43号、川西町道路路線の認定については、原案どおり承認されました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109 条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決 されんことを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。 何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 (伊藤彰夫君) 続きまして、厚生委員長、寺澤秀和君。

厚生委員長(寺澤秀和君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る令和元年9月9日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、9月13日に開催し、当局より詳細な説明を受け、慎重に審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、「後期高齢者医療費の年々増加している要因について」との質問があり、当局より、「ここでは、主に奈良県後期高齢者医療広域連合に支出する負担金等を予算計上しており、主な要因としては、療養給付費負担金の増によるものである。これは、川西町の実績医療費の支払い額ではなく、医療費に係る12分の1の額を広域連合に対し、法定どおりに支出しているものであり、現在の被保険者数が年々増加していることで、それに伴い医療費のほうも増えることから、この負担金の支出の増加につながっている」との回答がありました。

また、委員より、「今後の負担金の推移について」との質問があり、当局より、「団塊の世代の方が75歳となる2022年に向けて、被保険者数が年々増加すると想定すると、この財政負担については、抜本的な改革をしない限り、増え続けていくものと思われる」との回答がありました。

続いて、委員より、「山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金が増となっていることについて」質問があり、当局より、「当該負担金の内訳は、可燃ごみに関する事務費負担金、不燃・粗大ごみに関する事務費負担金及び周辺環境整備基金であり、増加している要因としては、新ごみ施設建設用地の地質調査やトレンチ調査を実施したことにより、この費用を構成市町村で応分の割合で負担したことによるものである」との回答がありました。

続いて、委員より、「新ごみ処理施設の現在の進捗状況について」との質問があり、当局より、「平成30年度に事業者選定発注支援業務の発注を行い、施設の設計・建設の入札に係る発注の準備が行われている。今年度は環境影響評価や地質調査などの結果をもとに、8月には新ごみ処理施設建設に係る入札公告が出され、来年4月に落札業者が決定される見込みで、令和2年7月に契約を締結する予定である。また、施設の設計及び建設は令和6年1月に終了する予定で、令和6年2月からの本格稼働を目指している」との回答がありました。

以上が、平成30年度川西町一般会計決算に関するものです。

次に、平成30年度川西町国民健康保険特別会計決算についてであります。委員より、「国民健康保険特別会計の高額療養費でどのような疾患が多いのか」との質問に対し、当局より、「平成30年度分については、まだ正確に検証していないが、疾患別の総医療費を見ると、腎不全(人工透析含む)が一番多く、次いで悪性新生物(がん)、次に、血液・造血器系疾患(白血病・血友病)、次いで総合失調症などの疾患が挙げられる。透析患者については、現在13名で、1人当たりの年間医療費は400万から500万円となっている」との回答がありました。

また、委員より、「出産育児一時金の予算執行額が減少していることについて」との質問があり、当局より、「予算作成時に過去の実績や保健センターへ母子手帳の照会を行った上で件数を見込んでいるが、被保険者の異動 (加入・喪失) が多く、対象件数を見込むのが困難である。ちなみに過去5

年の平均をとると、10.4件となる」との回答がありました。

次に、30年度介護保険事業勘定特別会計決算についてであります。

委員より、「第7期介護保険事業計画の1年目となる平成30年度の給付実績について、計画見込みとの対比はどうか」との質問に対し、当局より、「ここ2年ほどの傾向として、居宅系のサービスでは、訪問看護や通所リハビリの利用が増えてきており、ほかには福祉用具の貸与や購入、住宅改修の利用増加が目立つ。施設系では、特別養護老人ホームや老人保健施設の利用は増加の傾向である。また、町内にも本年3月に特別養護老人ホームが開設されたので、令和元年度については、これまで以上に利用が伸びている。保険給付全体を見ると、およそ7億円の給付費実績で、計画見込みである7億946万円に対し、約99%となり、見込みの範囲内におさまっている。また、地域支援事業費について、計画見込みに対して約93%となり、こちらについても見込み内におさまっている」との回答がありました。

委員より、「町内の特別養護老人ホームの現在の稼働率について」との質問があり、当局より、「開設から半年が過ぎているが、稼働率は二、三カ月ほど前からは特に進んでいないと聞いている。理由としては、介護職員の確保がなかなか進まず、受け入れ体制が整わないためで、そのための入所待ちがあるとのことである」との回答がありました。

続いて、委員より、「当該特別会計決算について、予算流用が多くされているが、これは何か」との質問に対し、当局より、「当会計の予算要求は、原則、介護保険事業計画に合せた内容になっている。他種多様なサービスがある中で、計画見込みどおりに実績が運ぶことはなく、サービス間での過不足は出てくる。補正予算として議会に上げさせていただくのが本来ではあるが、サービス給付の請求は毎月であることから、可能な範囲で会計内での過不足を調整し、流用処理を行っている。今後も予算要求については精査に努めていく所存である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算についてを認定いたしました。

次に、議案第34号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「子育てのための施設等利用給付費について」質問があり、当局より、「今回の補正は令和元年10月1日より実施予定である幼児教育・保育無償化の実施に当たり、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴う補正になる。子育てのための施設等利用給付については、子どものための教育・保育給付の対象外である施設、具体的には認可外保育園、私立幼稚園、預かり保育事業等で、川西町の確認を受けた施設が対象になる。これらについては、当該給付に関して町から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。認可外保育園の利用料は、3歳から5歳までの子どもたちは月額3万7,000に円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもた

ちは月額4万2,000円までの利用料が無償化となる。次に、私立幼稚園を利用される子どもたちの利用料は、月額上限2万5,700円が無償化される。また、「保育の必要性の認定」を受けた子どもたちの預かり保育の利用料は、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1万1,300円が無償化される」との回答がありました。

委員より、「無償化の財源負担のルールは」との質問に対し、当局より、「国・県で4分の3、町が4分の1負担することになる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第34号、令和元年度川西町一般会計補正 予算についてを承認いたしました。

次に、議案第35号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでは、委員より、「介護給付費準備基金について、今回の補正は平成30年度の給付費実績に伴う精算交付による積み立てのことか」との質問に対し、当局より、「平成30年度決算の際に収入不足となった介護保険料や国・県などからの給付費負担金について、準備基金から取り崩したものであり、令和元年度予算において、国や県から受ける精算交付分を準備基金に積み戻す手続きである。また、最終的に平成30年度で準備基金から取り崩すことになった介護保険料分は、約26万円となる」との回答がありました。

次に、委員より、「介護給付費準備基金について、今後、第7期計画の2年目・3年目の取り崩す額はどの程度見込んでいるのか」との質問に対し、当局より、「第7期の介護保険料は準備基金から約7,650万円を3年間で取り崩すことを前提に設定している。令和元年度及び2年度の取り崩す額は現段階では不明であるが、今年度の8月現在の保険給付費は、昨年の同時期と比較しても約3,000万円を上回っている。事業計画から見ても、9,60万円程の増額を見込んでおり、実際の保険料収入の額にもよるが、単純に計算しても、第1号被保険者保険料で負担する額は、さらに2,200万円が30年度より増えることになる」との回答がありました。

委員より、「介護給付費準備基金が今後なくなる見込みについて、また、なくなった場合の保険料について及び保険料上昇の抑制のための一般会計からの繰り入れについて」質問があり、当局より、「なくならずに継続的に活用できるのが理想であると考えるが、第1号保険料で賄う負担割合が制度上決められていることから、保険料に充てる準備基金がなくなると、それ相応分の保険料設定となり、被保険者の方に負担願うことになる。また、保険料に係る一般会計からの法定外の繰り入れについては、考えていない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第35号、令和元年度川西町介護保険事業 勘定特別会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第38号、川西町印鑑条例の一部改正についてであります。

委員より、「ここで言う旧氏とは」との質問に対し、当局より、「その人 の過去の戸籍上に記載されている氏のことである」との回答がありました。

続いて、委員より、「どのようにして住民票や印鑑証明書の方に旧氏を記載するための申請をするのか」との質問に対し、当局より、「まず、自身の本籍地で旧性が記載された戸籍謄本等を準備していただき、住所地の役所の窓口で、マイナンバーカードもしくは通知カードと、先に準備いただいた戸籍謄本等を同時に提示することで申請することができる」との回答がありました。

続いて、委員より、「結婚、離婚を繰り返していた場合の旧氏は」との質問に対し、当局より、「初めて旧氏を記載する場合は、戸籍上にある氏であれば、任意の旧氏を記載することが可能である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第35号、川西町印鑑条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第41号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

委員より、「本町に該当する施設の有無は」との質問に対し、当局より、 「現時点においては存在しない。当該施設の設置に常時対応できるようにす るためのものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第41号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを 承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109 条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 (伊藤彰夫君) 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論 に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝和也です。ただいま総務・建設経済並びに厚生の両常任委員長から報告がありました、認定案3本、補正予算案2本、条例案7本、道路認定1本に対する討論を行います。

態度表明としましては、認定第1号と第2号、それから議案第42号、川西町水道事業給水条例の3本については反対、あとの10本については全て

賛成するものでありますが、認定第1号は、一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、住宅新築資金の特別会計の合わせて5本の会計が一くくりになっておりまして、このうち介護保険については認定いたしますが、一くくりですので、1号認定案全体に対する態度としては反対ということになります。

まず、一般会計決算でありますが、当該年度は、生活保護制度の基準の引き下げや国保の県単位化のスタートなど、国の取り組みにも大きく影響を受けることになりましたが、住民の皆さんを取り巻く社会保障環境において、負担と給付のバランスで言えば、負担が膨らみ給付が下がるというこの間の傾向が、引き続き進行した年にもなりました。この傾向は、これから先も収束の見通しは立っていませんので、来月からの消費税率の10%化もまず間違いなく踏み切られることになりそうですから、一層の負担が膨らむことは避けられません。とりわけ、その影響は、所得の低い人ほど強くあらわれますから、低所得者ほど深刻で避けようがありませんので、大本のルールが変わるまでは、自治体として、ただ制度の進捗を見ているだけでよいのか否かが問われている問題です。

町長との日ごろの議論でも、国の取り組みは国で解決をというのが町長の一つの基本スタンスで、自治体として必要な手だては打つべきとの私のスタンスとは議論は平行線ですが、住民の皆さんにとって一番身近にある行政主体が市町村である以上、頼みの綱は川西町ということになりますので、住民の皆さんがよって立つところの自治体がいかに策を講じるかで、日ごろの営みの支えになることは間違いありません。ここは知恵を絞って、暮らし第一の姿勢を貫く自治体として、川西町が取り組みの強化を図ることを求めるものであります。

今、町の歳入歳出において、入りをはかりて出を確保するべく、工場団地の誘致に向けた取り組みも始まっていますし、30年来の懸案でありました駅前周辺の整備事業も手がけられています。こうした2大事業を進めながらも、財政体力は十分に温存している状況にありますので、この点では、暮らしに特化して、医療、教育、子育て、災害対策等々の分野での取り組みの強化は可能でありますし、この間も普通教室へのクーラーの設置や就学前の子どもの医療費の現物給付化、義務教育終了までの医療費助成策等々、施策の進展を見てまいりました。次代の担い手育成策は、社会全体から求められている問題です。高等教育への学資の手だても含め、給食無償化、中学生への制服の支給等、義務教育における無償化策は国がやるべき問題ですが、自治体が補完することで、それにふさわしい取り組みが達成できるよう尽くすことを引き続き求める次第であります。

また、これまで給食費の一部が保育料に含まれていたものが、保育の無償 化により保育料から省かれることになり、引き続き自己負担として残ること となっていますが、議論を重ねている給食費の無償化に向けた取り組みを通 じて、この辺は捕捉できる分野になりますので、世の中の流れをこうした方向へとつくるべく、自治体としての手だてを打つことを引き続き求めるものであります。

また、住宅耐震化やブロック塀等の補強対策等々、住宅リフォーム制度の 創設も含め、太陽光パネルの設置等への手だてを講じるなど、住民の暮らし 向上に向けて、地域経済の活性化にもつながる取り組みの強化策や、それか ら、今般ニーズ調査に取り組まれるようですが、デマンドも含めて、地域交 通の方向性も引き続き求めるものであります。

加えて、本町の立地上も、農業の担い手づくりは欠いてはなりません。農業振興ゾーンを設けるなど、当該年度にも一定の模索はあるようですが、工場団地の誘致同様に、力点を置いた農業従事者の育成策も自治体として取り組むべき課題と心得ます。

いずれにしましても、使える財源は限られていることは間違いありません。何にどれだけ使うのか、使い道の見きわめが施策に反映しますので、この点では、面積的にも人口的にもコンパクトにまとまった地理的特徴も大いに生かし、住民とも大いに懇談の場を設けて、住民との意思の疎通を密にして、身近で役立つ自治体として、その権能を遺憾なく発揮され、次年度の予算編成に生かされんことを求めまして、一般会計決算については不承認といたします。

続きまして、国保並びに後期高齢者医療保険でありますが、当該年度から 県単位化が始まりまして、奈良県で一つの保険者としてくくられることとなりました。保険料が県一本で統一されるのは全国でも少数派ですので、その 運営にはやはり無理が生じざるを得ません。本町でも、保険料が統一される 令和6年に向け、単位化前に比べて2割から3割の引き上げ見通しが示されています。常々町長とも議論を重ねていますが、子どもに対する均等割の問題、住民税非課税者に対する保険税の賦課の問題等々については、保険である以上、税負担はやむなしというのが町長の見解でありますが、これは税制上の明らかな矛盾でありますし、そもそも負担能力を超えた賦課は、本来は免除されてしかるべきでありますから、この辺は構造的に問題を解明して、 放置せずに解決せねばならない問題と心得ます。いずれにしましても、課税権限者は市町村長でありますので、多子世帯及び低所得者への手だてについての問題解決を引き続き求め、不承認とするものであります。

住宅新築資金についてであります。

当該年度の滞納が1億20万円から9,770万円へと、年間にして250万円が回収されましたが、この中には順調償還が100万円ほど含まれていまして、これはあと2年で終了しますから、2年後に残る滞納残が約9,200万円ということになります。これを順調償還分が終了後の年間150万円のペースで回収すれば、見通しとしては、単純計算で61年後に終了ということになりますが、このうち5,500万円ほどは、長期にわたって入金がと

まったままですので、回収の見込みは立っていません。事実上の焦げつきになっています。この処理は国の制度にせよ、町として処理することになるにせよ、税金での穴埋めには変わりはありません。来年4月からこの回収事務が現在の回収組合から町に返ってきて、自前で回収に取り組むことになりますので、私は、これを一つの契機として、この辺の中身を住民の皆さんにつまびらかにして、税金での処理について理解と納得を得る努力をするべきと存じます。この点については町長とも再三議論を重ねていますが、現時点では踏み切る考えはないとのことであります。来年事務が返ってきた時点で資料を精査した上でということであります。

本会計は、同和対策として狭隘な住環境を整備するべく、小集落改良事業として進められたものであり、自治体が実施する貸し付け事業としては画期的な取り組みであり、住民の皆さんの協力もあって、今日の住環境へと整備が手がけられてきたものありますので、その過程で書類の不備や不明朗な貸し付け等々、さまざまな要因で生じた今日の滞納、焦げつき問題と心得ます。

したがいまして、町長が就任されるはるか以前に生じた問題でありますので、発生原因には町長に直接の責任はありません。問題は、今日の自治体の責任者として、この会計処理にどう当たるかということでありますので、その点、事の子細にどこまで迫れるかは別にして、会計処理に対する方針を明らかにし、住民の理解と納得を得るよう、一日も早く務めを果たされんことを引き続き求めまして、本会計決算も含め、1号認定案は不承認とするものであります。

次に、認定第2号の30年度の水道事業決算についてであります。

当該年度は、県水100%化後、丸々1年を通じた最初の会計年度に当たります。従前の浄水施設と水道水の送水ポンプ等々の動力等の経費がなくなり、その分、受水費が膨らむことになりますが、差し引き相殺されまして、経費の節減につながる見通しを含め、水の安定供給と安全性の確保等々の観点から、実施に踏み切られての1年ということになります。決算では、収益的収支では1,600万円ということでありまして、従前の自己水と県水をブレンドしたときの収支と比べて、約1,000万円の経費増ということでありますが、収支的には問題なく、引き続き料金等へも影響することなく運営できるこのことでありました。

当初の見通しでは、経費節減の度合いがもっと期待できる旨の説明がなされており、その分、加入者に対する還元策等も100%化に向けて議論を進めていた時期にはありましたが、そこまでには至らなかったようです。いずれにしましても、安価で安定供給を欠いてはなりませんので、職員の皆さん初め、一丸となって努められんことを求める次第であります。

また、水道事業の広域化に向けて、磯城郡の統合が令和4年実施で進められ、そうこうするうちに、国保同様に県下一本化の方向で手続が進められつ つあるようでして、今のところ令和8年との見通しが示されているようであ りますが、早まることも考えられるとのことでありますし、同時に、国において法改正が行われまして、水道事業への民間参入が認められるようになりましたので、民間参入時に話をつける窓口を一ところに集約する事務をやっているようなことにもなりかねませんので、民営化の方向性に危惧する点として浮上してきています。

この点では、現時点では町長も知事も民間参入は考えていない旨、言明されていますので、今後あらゆる機会を通じて、その旨、各首長さんの間で確認され、意思統一を図られんことを求めるものでありますし、そこでのイニシアチブをぜひ発揮されんことを町長には求める次第であります。

また、町長とは議論は平行線のままでありますが、水道会計への一般財源の投入の問題です。町長は、これについては考えていないし、他会計から繰り入れ補塡を行えば、経営上の問題点が見えてこない旨おっしゃっていますが、水道事業は、地方公営企業として、単なる経営に邁進することなく、福祉の増進に努める旨、位置づけられている企業体でありますので、問題点のあぶり出しは必要ですが、その解決には、一般企業経営とは違う観点から当たる必要があると存じます。それは住民サービスの一環だということになりますし、一般会計で実施の各種住民サービスと何ら変わることのない、自治体が提供するサービスにほかなりません。

これでいきますならば、収支の問題点を明らかにした上で、経営努力としての問題は解決をせねばなりませんが、本町のような規模の小さな企業体になりますと、おのずと住民1人当たりのコストがかさみがちですから、この点では経営努力だけでは解決を見ませんし、効率のよいところと悪いところの差がどうしても生じてしまいますので、こうした面で地方公営企業たるゆえんがあるものと存じます。ぜひその務めと責任を果たされんことを求めるものであります。

これらについて留意した上で、経営方針として確立されんことを求めまして、水道決算も不承認とするものであります。

認定3号の承認案並びに補正予算案、また給水条例以外の各条例案、道路認定案については、いずれも賛成するものでありますが、補正予算で組まれている地域交通のニーズ調査として、住民が移動手段として何を求めているのかの調査とのことですが、設問の立て方で傾向が変わることも考えられますし、移動手段として何があるのかも含め、十分な情報を提供した上で、移動手段の方向性に生かされる調査となるよう踏み切られんことを申し添えておきます。

最後に、議案第42号の給水条例の一部改正についてであります。

これは、近隣調査及び広域対応のため、加入分担金の消費税を内税から外税に切りかえるものでありますが、これまで3%、5%、8%と、いずれのときも内税で対応してきているわけですので、引き続き従来どおりの実施でも十分に対応可能なものと存じます。加入分担金は毎月の使用料とは違いま

すので、この分担金に関しては、これまで同様の対応を求めまして、今般の 外税案には反対するものであります。

以上、今般上程の認定第1号、平成30年川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第43号、川西町同路線の認定についてまでの承認案3本、補正予算案2本、条例案7本、道路認定1本に対する討論を終わります。長(伊藤彰夫君) ほかに討論ありませんか。

堀格君。

議

4番議員(堀 格君) 4番 堀でございます。今定例会に提出されました各議 案につきまして、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

今、反対討論のありました認定第1号、平成30年度の一般会計・特別会計についての話でありますが、総括的な反対討論で、具体的なものがないのでわかりにくいんですが、本来の制度があって、その制度が厳しくなってくれば、町単独で上積みしたらどうか、こういう要望だと理解するのでありますが、川西町という奈良県の中で小さな町でありますから、そういう取り組みにつきましては、本来、県一体となってやるべきものだと私は思います。

そういう意味で、現在の取り組みで、決算につきましては承認するもので あります。

同じようなことで、国民健康保険につきまして、県一体となっていく方向で負担の区分が変わりまして、それに伴いまして負担のプラスになった人、マイナスになった人が出てきたわけでありまして、それに対しまして助成をするという問題でありますけども、やっぱりこういうものは、本来、制度としてはきっちりとした負担割合というものがあって、その結果、所得の少ない方についてどう助成するかというのは、制度論があって、それに対する助成措置と、そういう二本立てでやるのが本来のやり方であります。今回も、減免措置というのが、この3年間にわたって助成の内容が増加される要領で改正されておりますので、そういうやり方で十分だと考えるところであります。

そういう意味におきまして、国民健康保険の決算につきましても承認する ところであります。

それから、住宅新築資金の問題が過去からずっと議論になっております。 いよいよ来年の4月に市町村に戻ってくるということであります。町長が言 われておりますように、戻ってきた段階で中身を精査して、それを全体の動 向も見きわめながら、どう処理していくかというのは、その時点でお決めに なって、丁寧に説明すればいいんじゃないかというふうに思います。

以上で、認定第1号、一般会計・特別会計の決算につきましては承認する ものであります。

それから、認定第2号の川西町水道事業会計決算についてでありますが、 将来の老朽化に対する負担増を防止すべく、川西町では順調にうまく県水一 本化が実現したわけであります。たまたま現時点では県水導入によって負担 増が生じていますけども、長い目で見れば、老朽化した浄水設備の更新が全く要らなくなるわけでありますから、そういう意味では非常にメリットのある県水の導入であったかと思います。

水道事業につきましては、地方公営企業法というのも制定されておりまして、国の方針は独立会計でやりなさいということであります。当然、川西町におきましても、続けられる限り独立会計でやるべきものと考えております。 そういう意味におきまして、第2号の水道事業会計決算につきましても賛成するところであります。

それから、反対のありました議案第42号、川西町水道事業給水条例の一部改正であります。これまで町のほうは内税でやってきたのが、他の市町村と統合して一体化していく中で、整合性をとるために外税に変えていくということであります。これはやむを得ない措置でありますが、他方、負担増になるわけでありますから、この条例の制定については賛成しますけれども、住民に対しては丁寧な説明が要るかというふうに思います。

以上、その他の認定案並びに議案につきましては、賛成するところであります。

以上で私の討論を終わらせていただきます。

議 長(伊藤彰夫君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号、平成30年度川西町一般会計・特別会計決算について、原案 どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定すること に決しました。

お諮りいたします。

認定第2号、平成30年度川西町水道事業会計決算について、原案どおり 認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定すること に決しました。

お諮りいたします。

認定第3号、平成30年度川西町下水道事業会計決算について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり認定すること に決しました。 お諮りいたします。

議案第34号、令和元年度一般会計補正予算についてから、議案第41号、 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部改正についてまでの8件を一括採決したいと思いますが、こ れに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括採決することに決しました。 お諮りいたします。

議案第第34号から議案第41号までについて、原案どおり可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしま した。

お諮りいたします。

議案第42号、川西町水道事業給水条例の一部改正について、原案どおり 可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしま した。

お諮りいたします。

議案第43号、川西町道路線の認定について、原案どおり可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決すること に決しました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第44号、川西町立中央体育館避難 所対策整備工事請負契約の締結についてより、発議第7号、大和川流域にお ける治水対策事業の促進を求める意見書についてまでの議案2件、発議案2 件を追加議案といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、追加議案といたします。

日程第2、議案第44号、川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨 について御説明いたします。

議案第44号、川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負契約の締結に

ついてでございます。

これは、川西町立中央体育館避難所対策整備工事を行うに当たり、その契約金額が条例で定める額である5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項、第5項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、条件付き一般競争入札とし、参加希望3者のうち1 者辞退のため、2者により9月18日に入札を行いました。その結果、最低の価格で入札されました新栄電設工業株式会社が落札者に決定いたしましたので、請負契約の締結について御承認をお願いするものであります。

契約金額は、1億785万5,000円でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 (伊藤彰夫君) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。 質疑ございませんか。

芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝和也です。それでは、中央体育館の避難所対策整備工事請負契約の締結についてお伺いをいたします。

まず、今般の入札ですが、条件付きの一般競争入札ということであります ので、この入札に至った経緯、これを説明いただきたいと存じます。

それから、この工事をすることで、結局、避難所としての対応ですけれども、何がどういうふうになるのか。具体的に非常用電源で何がどうなって、どの程度の電源供給がされるのか。その電源供給の期間等についても説明を求めたいと思います。

よろしくお願いします。

- 議 長(伊藤彰夫君) 奥事務局長。
- 教育委員会事務局長(奥 隆至君) それでは、ただいまの芝議員の御質問に回答 をいたします。

まずは条件付きの一般競争入札となった経緯でございますが、発注工事の主となる業種が電気工事でございまして、建設業法第15条の規定によります電気工事業の特定建設業の許可を受けている業者が町内には1社しかないということから、他業者の選定が困難となりましたので、対象を奈良県内に本店を有する業者に広げまして、また、発注金額が1億円を超えますことから、一定以上の技術力を担保するため、経営事項審査の電気工事の総合評点が900点以上ある業者に参加を求めるとともに、工事発注の透明性の担保も兼ね、条件付きの一般競争入札としたところでございます。

続きまして、避難所としての態様、機能ということの御質問でございますが、中央体育館におきましては、アリーナ、武道場におきます非常用コンセントと、それから必要最低限の照明及び空調運転が可能となるように設定をいたしておりまして、非常用発電機の運転時間を3日間の設定ということで

設計をいたしております。

以上でございます。

- 議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。
- 12番議員(芝 和也君) 今、入札に至った経緯の説明をいただきましたが、一定の条件を加味して、県内業者、そして特定の電気工事の業を有する業者、こういうことで一般競争入札という形で条件をつけて行ったと。結果、3者の入札があって、1者辞退ですので、2者で競争ということになったわけであります。

競争性を担保するために、一般競争入札にせよ指名競争入札にせよ、入札が行われますので、そういう点で言うと、2者による競争というのは、競争性確保としてはどうなのかという問題が生じると存じますが、この辺、町長自身は、3者中1者が辞退で、事実上2つで競争ということになった、この競争性についていかにお考えになるか。競争性の確保ということについてお尋ねをしたいと存じます。

また、県内ということでくくっていますので、これを近隣他府県にも広げますと、工事はでけんこともありませんし、後々のメンテナンスもいけるわけですので、その辺、競争性確保という観点では、業者の数というのはそろえるべきではないかと、かように存じますが、いかがでありましょうか。町長のお考えをお聞きしたいと存じます。

それから、非常用コンセントが確保されるということでありますが、照明に関しても一定の最低限の確保はできているようなんですけれども、避難所として使っているアリーナ部分については、照明については今般の工事には入っていないようです。その辺、アリーナの照明について、やっぱりこちらのほうも最低限の明かりということでは、避難所という位置づけである以上、確保していくべきではないかと存じますが、この辺についてのお考えをお聞きしたいと存じます。

それから、あと一点、次のふれあいセンターのほうも事実上同業者ということになりますけれども、この落札して契約を結ぼうという業者でありますけれども、これは町長には酷な話になりますけれども、身内の業者、町長の弟さんというふうに伺っております。この辺、本町は特段の規定はありませんけれども、昨今の政治倫理観からして、身内の業者に対する発注ということにおいては、前もって入札から外しておくと。全国の首長さんの身内の業者の皆さんには酷な話になりますけれども、この辺について、町長のそういった請負契約に対する相手業者が首長さんの身内というのはどうお考えになるか、政治倫理観についてお尋ねしたいと存じます。

以上です。

- 議 長(伊藤彰夫君) 竹村町長。
- 町 長(竹村匡正君) まず、今回の事業の入札に関しての競争性の確保についてという御質問でございますが、これまで芝議員と議論する中で、指名願を

出している業者に対しての入札から一般競争入札へと移行すべきではないか、もしくは条件付きであってもすべきではないかというような話はあったかと思います。その中で、事務の煩雑さや一定の時間が確保できるような場合については、今後、条件付きではあるけれども、一般競争入札に移行してもいいのではないかというような形で話をしてきたと思います。

今回につきましては、指名競争入札ではなく、条件付きではございますけれども一般競争入札をしたということは、かねてから議員からもお話があったとおり対応しているわけでございますので、結果としては3者応札の1者辞退で2者が入札ということになりましたが、競争性は確保されているのではないかなと思っております。

次に、今回の条件につきまして、県内の業者に限っていることについての 競争性確保という件でございますが、こちらにつきましては、大きな工事で ございますので、何かあったときの対応ということで、すぐに駆けつけてい ただけるというところで県内の業者に限っております。また、地域経済を循 環させていくという観点からも県内の業者に限っておるわけでございまして、 結果としてはこうなりましたけれども、当初、参加できる企業体は複数あっ たわけでございますので、この入札方法に関しましては、競争性は十分確保 できているのではないかなと思っております。

次に、非常用の照明に関しまして、アリーナのほうにも設置すべきではないかということでございますが、こちらに関しましては、予算の関係上もございまして、今回の工事に限定させていただいた次第でございます。

最後に、結果として、今回の入札に関しまして、業者が身内の者、私の親族が経営する業者が落札したわけでございますが、入札の方法からいたしまして、条件付き一般競争入札、また、入札価格や最低制限価格も公示した中での入札の結果でございますので、結果としてはそうなりましたけれども、十分に透明性のある、競争性が確保されている入札方法でございますので、問題はないと思っております。

また、身内の業者への発注を外すことについてでございますが、先ほどから申し上げていますとおり、入札の過程について透明性が確保されている以上は、そういう必要はないのではないかなと考えております。

以上です。

- 議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。
- 12番議員(芝 和也君) まず、アリーナの照明ですが、今般の工事の中には入っていませんけれども、その必要性については町長も認識されていると思いますので、この辺、必要性の有無について改めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、結果こうなったけども、競争性は一応あるというのが町長の説明でありました。一定条件をかましますので、制約された中で一般競争入札ということになりますと、こういうことです。町長がおっしゃっていたとお

り、経過の過程では、より透明性確保ということで、川西町の請負契約の締結に向けた取り組みも過去にさかのぼりますと、もっと制約があった部分から、だんだん広がってきて、透明性が確保されてきているという流れの中にあるのはおっしゃっているとおりでありますし、それは積年の議論の積み重ねということだと思いますが、そういう方針になっています。そういう点では、全国的にも同様の方向で、より透明性の確保ということになりますので、結果として今回はこうなんですけども、単純に競争入札ということでいけば、2者より3者、3者より5者というのが普通はより競争性があると思います。その辺、2つでの競争になりましたけど、この競争性はこれで確保されているか否か、単純にその点について改めてお尋ねいたします。

それから、身内の企業への発注ということでの問題ですが、町長の政治倫理観として、いずれにしましても公の仕事を請け負うということになりますので、その発注の責任者の首長さんが身内にいる場合は、もともとは議員も含めて全国的にもここでの癒着の問題なんかも出てきました。そして、積年の議論の結果、一親等はかなりのところで外してきているようになりました。進んでいるところは三親等ぐらいまで行っているところもありますし、ここは倫理観の問題で、その辺、外す・外さないの問題はありますけれども、にちつ業者さんにとっては酷な話にはなるんですけれども、そこのところは、地域経済の活性化はそのとおりですし、地元業者育成もそのとおりなんですけれども、首長さんとその公の仕事を請け負う業者が身内というのは、倫理観上、町長はどうお考えになっているか、その点、改めてお聞かせいただきたいと存じます。

議 長(伊藤彰夫君) 町長。

町

長(竹村匡正君) まず、アリーナに対する非常用照明の必要性ということでございますが、今回、アリーナ以外に対しまして非常用照明を設置して、一定程度確保できておることから、今回の事業の工事高も考えると、現時点では緊急性を要するものでもないのかなと考えておる次第でございます。

次に、今回の入札が2者という結果から、競争性の確保がされているのかというような見方でございますが、結果は結果として、まず大前提として、入札に参加しやすいような仕組みになっているのか、仕様になっているのかというところから考えますと、手を挙げたい企業は十分手を挙げられる――当然、一定程度の技術力が必要でございますので、工事に係る経営審査事項の評点には下限を設定させてはいただきましたけども、参加できる可能性のある企業が複数あることから、結果として2者にはなりましたけども、2者しか参加できないわけではないことから、競争性は確保されていると考えております。

最後に、身内の業者が今回落札したわけでございますけども、発注の段階 で入れるということに関しての政治倫理観ということでございますが、まず、 入札に関しましては、本町では入札のための審査会というのが私を除いて決められているわけでございますので、私か関与する余地がないことから、特に問題はないのかなと考えておる次第でございます。倫理観についても特に懸念は感じておりません。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

12番議員(芝 和也君) それでは、今般の追加議案、川西町立中央体育館避難所 対策整備工事請負契約の締結についての討論を行います。

態度表明としましては、反対の立場からのものであります。

工事そのものにつきましては、財源に緊急防災・減災事業債を充て、整備が急がれる事柄について有効に働く、こうした起債を活用して、避難所としての機能の確保に向けた整備でありますし、当初予算の審議の折にも、これらについては了承しているものでありますし、その完了を求めているものでありまして、工事そのものについては反対するものではありませんが、契約議案というのがこの議案になりますので、そこは入札の方法も含め、適法・適正に行われ、競争性がきちんと確保されて、公金の支出に当たって妥当か否かを判断することが問われる中身ということになります。

この点に照らせば、今般の入札においては、積年の議論の積み重ねも経て、条件付きの一般競争入札という方法で行われてくることは大きな前進でありますけれども、応募が3者ありまして、1者が辞退ということになりまして、事実上の2者による競争という結果に相なりました。そこで、入札参加業者の競争性ということで言いますと、これも結果としてではありますが、従前から本町に指名願を出している業者の2者での競争という形にもなっていることから、全体の経過としては、過去にさかのぼりますと、その取り組みには一定の前進が見られているところではありますけれども、今般の競争性ということで言えば、不十分ということを言わざるを得ません。

そういう点で、積年の議論を経て、先ほど町長もおっしゃっていましたように、予定価格や最低制限価格の公表に踏切、透明性も確保されてきてはおりますが、よっぽどの特殊な工事みたいなものでない限りは、やはり競争性を確保するためにも、最低5者以上は確保するような形での競争入札という名にふさわしい取り組み、その状態で実施するものであるというふうに私は考えるところであります。

また、倫理観に関してでありますけれども、今般の落札業者に関しては、 町長の身内ということになりますので、議会議決案件ではこれまでで初めて のことだというふうに存じます。それは議決案件であるかどうかは別にしまして、本町においては、身内の業者に関する特段の設定条件は設けられておりませんので、ルール上はオーケーでありますけれども、一般的な政治倫理観においては、身内との請負契約については、時代の経過とともに厳しく戒められてきているのが社会的な流れでありますし、ここはこうした背景を酌み取り、自重することが求められているものと存じます。全国の首長さんの身内の業者の皆さんにとりましては酷な話かもしれませんが、これが90年代、2000年代、2010年代を通じて形成されてきている流れであると私は認識をしております。

よって、今般の契約の締結については、反対をするものであります。 以上です。

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに討論ありませんか。 堀格君。

4番議員(堀 格君) 4番 堀でございます。今の反対討論の中で、競争性に やや疑問とか倫理観というのがありましたけども、残念ながら、川西町には そういう資格のある会社さんが 1 社しかないというのは非常に残念なことで あります。その結果、県内に広げて一応声をかけたということであります。 しかも、工事の内容を見ますと、ある程度緊急時にすぐ飛んできてもらえる 業者でないと困るという工事でもありますから、今回については、それなり に競争性が確保されておるわけでありますから、私はこれでいいと思います。 ただ、一般住民から見ますと、そういう疑義を持たれやすい内容になりますから、今後とも透明性の確保には十分気をつけていただきたいという意見を付して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第44号、川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第45号、川西町ふれあいセンター避難所対策整備工事請 負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 議案第45号、川西町ふれあいセンター避難所対策整備

工事請負契約の締結についてでございます。

これにつきましても、川西町ふれあいセンター避難所対策整備工事を行うに当たり、その契約金額が条例で定める額である 5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、指名競争入札とし、3者指名のうち1者辞退のため、 2者により9月18日に入札を行いました。その結果、最低の価格で入札さ れました新栄電設工業株式会社が落札者に決定いたしましたので、請負契約 の締結について御承認をお願いするものであります。

契約金額は、1億87万円でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 (伊藤彰夫君) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。 質疑ございませんか。

芝和也君。

12番議員 (芝 和也君) 1 2番 芝和也です。それでは、ただいま上程のふれあ いセンターの避難所対策整備工事請負契約締結についてお伺いいたします。

こちらのほうは、先ほどの条件付き一般競争入札から変わりまして、指名競争入札という形での入札の方法がとられております。これにつきましても同様の質問で、その入札に至る経緯について説明を求めたいと存じます。

それから、こちらも工事の内容についての説明をあわせてお願いいたしま す。

議 長(伊藤彰夫君) 奥事務局長。

教育委員会事務局長(奥 隆至君) それでは、ただいまの芝議員の御質問にお答 えいたします。

まず、指名競争入札についての経緯でございます。

先ほどの中央体育館避難所対策整備工事と、このふれあいセンターの避難所対策整備工事の整備方針が決定したのが6月の初めでございまして、設計単価等の入れかえに係る業務委託の業者選定審査会での決定が7月の初めになりました。その後、8月中旬にかけて、中央体育館の避難所対策整備工事の単価入れかえを優先して行って、その結果、中央体育館のほうを条件付きの一般競争入札とさせていただきました。そこに参加していただきました業者の方を対象として指名競争入札をさせていただいたというのが、この経緯でございます。

2点目の避難所としての対応ということなんですけども、避難できる部屋におきまして、先ほどの中央体育館と同じく、非常用コンセントの設置、それから、必要最低限の照明と空調運転が可能ということになっておりまして、 先ほどの中央体育館と同じように、3日間の運転が可能となるような設計をいたしております。 以上でございます。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。

12番議員(芝 和也君) こちらのほうも、経緯では、時間的な問題も含めて入札 の方法を体育館の参加業者に対する指名をしたと、こういうことであります。 町長もおっしゃっていたように、積年の議論の積み重ねを経ての一般競争入 札の導入ということです。金額的にも両方とも税込みで1億円をちょっと超 えるという程度になりますので、そういう点で言うと、透明性・競争性の確 保は同様について回るものと考えます。

その辺、時間的な問題もありましょうが、方法については、一般競争入札の妥当性というのは、こちらの件に関しては町長はいかがお考えになるか、お尋ねをしたいと存じます。

それから、また身内の業者が請負契約の相手方ということになりますので、その倫理観でありますが、町長御自身は特段の問題はないということで、競争性や透明性、これらの確保、入札の過程を経てことやから、その辺はという話でありますが、一般的に、一親等、二親等、三親等、これら首長さんの親族に関しては外していくというのが、この30年来の請負契約の締結の仕方としては流れとしてでき上がってきていますので、その辺、一般論で結構ですが、その流れを町長はどのように受けとめておられるのか、これについて聞いておきたいと存じます。

議 長(伊藤彰夫君) 町長。

町 長 (竹村匡正君) まず、最初の質問でございます、今回この件に関して指 名競争入札としたことについての入札の妥当性でございます。

その前の体育館につきましては条件付きの一般競争入札が行われたわけで ございますが、先ほど事務局長より説明がございましたとおり、工事の決定 から審査会を経て金額を決めていくという流れの中で、時間的な制約があっ た、時間に余裕がなかったということで、指名競争入札になったわけでござ いますが、これはこれとして、そういう理由がございますので、やむを得な いのかなと思っております。

ただ、この件に関しましても、入札価格、最低制限価格を公表した上で入札を行っておりますので、こちらについては疑念のない、透明性のある入札であったかなと思っております。

次に、身内の業者が自治体の仕事を受注することについて、他の自治体では、各種政治倫理条例などの条例により外すという動きがあるというお話に関しての意見というか、感想ということでございますが、私といたしましては、先ほどから申し上げていますとおり、入札に関してしっかりと透明性が確保できているのであれば、特にこれについては本町のやり方についても問題ないのかなと。他市町村ではそういった流れはございますけども、あえてそこまで踏み込む必要はないのかなと考えております。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) 芝和也君。

12番議員(芝 和也君) それはそうなんです。町長が言うてはるように、入札の透明性を確保しているから問題ないというのは、先ほどからも伺っています。これが結局、一親等、二親等、三親等、親族を外してきているのは町長としてはどう見てはるのか。それをやるとかやらんとかいうのは、ここの議会で決めていく問題ですし、川西町でこれから決めていく問題になりますけれども、現にそれを、首長さんの身内は請負参加業者から外してきている。それは、倫理上外しているだけでなく、わざわざ制度を設けて外してきている、それがこの間の動きになってきていますので、その動きについて、町長御自身、御認識されていると思いますのでね。

そのことと、町長がおっしゃるように、透明性がきちんと確保され、競争性が確保されているならば、全国の自治体で請負契約入札ぱ実施されてしかるべきですけれども、それを透明性や競争性の確保云々ではなくて、それが確保されていたとしても外してきている、その動きについて町長は倫理的にどう見ておられるのかという、そこの件について町長の認識を聞いておきたいと思います。

議 長(伊藤彰夫君) 町長。

町 長 (竹村匡正君) それにつきましては、それぞれの市町村の判断でございますので、私から特に感想はございません。

以上です。

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝和也です。それでは、議案第45号、川西町 ふれあいセンター避難所対策整備工事請負契約の締結についての討論を行い ます。

態度表明といたしましては、こちらも反対の立場からのものであります。

理由は、中央体育館の避難所対策整備工事同様でありますし、重複しますので、重なる部分については省きますが、こちらも工事そのものについては決して反対するものではありませんし、対応は大いに進めていくべきというふうに考えているところであります。

いずれにしても、入札の要件は、本町の場合、議会議論も積み重ねた結果、 競争性、透明性については確保され、徐々に前進してきている過程にありま すので、それは大いに評価しているところでありますが、やはり入札参加に 関しましては、首長さんと、その請負契約締結の相手方が身内ということに なる場合に関しては、これは非常に酷な話だとは存じますが、やはり自重す るべきというふうに考える次第であります。

そのことを述べまして、この議案に対しましても反対をするものであります。

以上です。

議 長(伊藤彰夫君) ほかに討論ありませんか。

安井知子君。

6番議員(安井知子君) 私は、この議案に賛成する立場から発言します。

今、倫理観のことを言っています。倫理観、多分川西町において半分ぐらいの人が、だめだろう、いけないだろう、我田引水というんですか、そういうことを言う人がいるかもしれない。でも、今取り立てて竹村町長のことを言うならば、竹村町長の厳しさ、まじめさ、信用性、仕事の内容から見て、その御家族の信用性にかえってつながると考える人もいるかもしれない。

仕事というのは、競争、結果、これが大事だと思います。だから、ただ親族だからあかんとか、そういうことはちょっと寂しいなと考えます。だから、私は賛成です。

議 長(伊藤彰夫君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第45号、川西町ふれあいセンター避難所対策整備工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成多数により、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、発議第6号、大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について、日程第5、発議第7号、大和川流域における治水事業の促進を求める意見書についての2議案を一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

福西広理君。

7番議員(福西広理君) 7番 福西広理でございます。松井宏至議員、福山臣尾議員の賛同を得まして提出いたしました、発議第6号、大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書及び発議第7号、大和川流域における治水事業の促進を求める意見書について御説明申し上げます。

近年、日本各地で豪雨や台風による甚大な被害が頻発しております。大和 川流域の市町におきましても、記憶に新しい平成29年10月の台風21号、 平成30年7月の記録的な豪雨により、一部観測所におきまして最高水位を 観測後、計測不能となり、溢水による被害が発生、内水も含め、一部損壊、 床上・床下浸水が発生しました。

たび重なる河川の増水等による浸水被害の地域住民の生活に及ぼす影響は、深刻で計り知れないものであり、浸水被害の解消は、市町はもちろんのこと、国・県の重要な課題であり、大和川流域における治水事業の促進が必要不可欠であります。

本町を含めた奈良県内の2市6町で構成される大和川改修促進期成同盟会においても、大和川流域における治水事業の促進を、毎年、国・県に対して強く要望されているところでございます。

本町でもたびたび発生している内水問題の解消、また、大きな4つの河川の氾濫対策は、本町独自の治水事業のみならず、大和川水系の全域で取り組まなければならない事業であることから、本議会といたしましても、国・県に対し、大和川改修事業に対する予算の確保と治水事業の推進を求め、意見書を提出するもございます。

議員各位におかれましては、地域住民の安心安全の確保のためにも、本意 見書の提出に御賛同いただきますことをお願い申し上げまして、提案説明と させていただきます。

議 長 (伊藤彰夫君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決 に入ります。

お諮りいたします。

発議第6号から発議第7号までを一括採決したいと思いますが、御異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括採決することに決しました。 お諮りいたします。

発議第6号から発議第7号までについて、原案どおり可決することに賛成 の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしま した。

以上をもちまして、定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

続きまして、今月末をもって退任されます山嶋教育長より御挨拶があります。

山嶋教育長。

教 育 長(山嶋健司君) 議長のお許しをいただきましたので、貴重な議会の時間 をおかりして、退任に当たりましての御挨拶をさせていただきたいと思いま す。

このたび、任期満了により、令和元年9月30日をもって教育長を退任させていただくことになりました。平成24年10月に教育長の要職を拝命し、2期7年間の在任中は、議会議員の皆様を初め、多くの町民の皆様方からの御支援、御指導をいただき、何とか無事に職責を果たし得ましたことは、皆様に支えられてのたまものと、深く感謝を申し上げます。

就任時の前後を振り返りますと、国における新教育委員会制度の施行、我が町におきましては、町及び町議会の皆様の御理解を賜りましての川西小学校の全面改築及びエアコンの導入、社会体育においての指定管理の導入など、教育行政転換のはしりの時期にあったのではないかと思っているところです。

来年度より本格実施となります小中の新学習指導要領、教職員の処遇改善など、教育に係ります改革が急ピッチに推進されている中、今回退任ということで、非常に恐縮に感じているところですが、理事者の皆様、議会議員の皆様におかれましては、川西町教育の充実発展のため、引き続きましての御支援について切にお願いいたしまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

7年間、本当にありがとうございました。(拍手)

議 長 (伊藤彰夫君) 9月30日までには少し日がございますけれども、一言 感謝申し上げたいと存じます。

山嶋教育長には、町職員として、また教育長として、今日まで町政発展に御尽力くださいましたことに、深く感謝申し上げます。

どうかますます御慈愛くださるとともに、御健康をお祈りし、御礼の御挨拶といたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査案件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別 委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正

な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見や要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長 (竹村匡正君) 令和元年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言 御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議 案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

また、先ほど御挨拶がございましたが、山嶋教育長が今月末をもって退任 されます。長年にわたり町職員として、また教育長として、川西町政の発展、 教育の振興に御尽力いただきましたことに、川西町役場を代表して感謝申し 上げます。ありがとうございました。

以上、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 (伊藤彰夫君) これをもちまして、令和元年川西町議会第3回定例会を 閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後0時08分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月20日

川西町議会 議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月	審議結果
認定第1号	平成30年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月20日	原案認定
認定第2号	平成30年度川西町水道事業会計決算について	9月20日	原案認定
認定第3号	平成30年度川西町下水道事業会計決算について	9月20日	原案認定
議案第34号	令和元年(平成31年度)川西町一般会計・特別会計補 正予算について	9月20日	原案可決
議案第35号	令和元年(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別 会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第36号	川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	9月20日	原案可決
議案第37号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ	0日20日	原案可決
議案第38号	川西町印鑑条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第39号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につ	9月20日	原案可決
議案第40号	川西町立幼稚園利用料等徴収条例の全部改正につい	9月20日	原案可決
議案第41号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第42号	川西町水道事業給水条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第43号	川西町道路線の認定について	9月20日	原案可決
議案第44号	川西町立中央体育館避難所対策整備工事請負契約の 締結について	9月20日	原案可決
議案第45号	川西町ふれあいセンター避難所対策整備工事請負契約 の締結について	9月20日	原案可決
同意第5号	川西町教育委員会教育長の任命について	9月9日	原案同意
同意第6号	川西町教育委員会委員の任命について	9月9日	原案同意
発議第6号	大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書 について	9月20日	原案可決
発議第7号	大和川流域における治水事業の促進を求める意見書い ついて	9月20日	原案可決